

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	46 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	38 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	25 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年3月まで

私は、厚生年金保険被保険者期間が老齢年金の受給資格を満たしていたが、夫が国民年金に加入していたこともあって、老後のことを考えて平成元年4月ごろに、国民年金に加入した。

私は、国民年金に加入後、申立期間を含む昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料をさかのぼって2回から3回に分けて納付した記憶がある。

それにもかかわらず、申立期間の保険料のみが未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会判断の理由

申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の老齢年金受給資格を得ていたにもかかわらず、平成元年4月ごろに国民年金に加入して以降の国民年金保険料に未納は無く、60歳到達後も、高齢任意加入を行うなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間直前の昭和62年4月から63年12月までの保険料は過年度納付されているとともに、申立期間直後の平成元年4月以降の保険料は現年度納付されており、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみ納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成元年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月

夫が昭和63年5月に自営を開始したので、夫の国民年金の加入手続きを行い、夫の保険料と併せて、定期的に私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。夫が60歳到達時に被保険者記録を照会した際に、私についても調べたところ、平成元年1月が未納と分かった。納付書の保管場所も同じで、私が夫婦二人分の保険料を納付したので、夫が納付済み、私が未納とは考え難く納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和53年10月13日に任意加入により国民年金の資格を取得して以降、国民年金加入期間143か月のうち、任意加入期間90か月を含む142か月の保険料は納付済みであることが、オンライン記録から確認できることから、国民年金制度に対する理解は深く、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間については、平成2年9月に催告された形跡がオンライン記録から確認できる上、3年4月末までは過年度納付が可能であったとともに、一緒に夫婦二人分を納付したとする夫は、申立期間について、過年度納付していることが同様に確認できることを踏まえると、申立人についても、申立期間は、催告を受け過年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から49年9月まで  
② 昭和54年10月から55年3月まで

昭和43年4月に母が国民年金の加入手続を行い、結婚するまでは、母が自宅に来訪する集金人に、保険料を納付していた。

結婚後は、毎月両親から預かった生活費（10万円）の中から、妻が自宅に来訪する集金人に、夫婦二人分と両親の保険料を一緒に納付していた。

昭和52年5月に国民年金の住所を店の方へ住所変更したが、その後は店に来訪する集金人に、妻が夫婦二人分と母の保険料を一緒に納付していた。

昭和47年の家計簿には、納付した国民年金保険料の金額が記入しており、申立期間の保険料は納付しているので、納付済みと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和43年4月に母が、国民年金の加入手続を行い、結婚するまではその母が、結婚後は妻が集金人に保険料を納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続についてみると、当初、結婚前の昭和43年4月に自宅住所地において国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿及び市の被保険者名簿の記録から確認できるとともに、手帳記号番号払出簿には取消者が多数見られることから20歳到達により職権適用によりなされたものと推定できる。

なお、申立人には、この国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、結婚後の昭和47年6月に同じ住所地において、いったん夫婦連番で払い出されたものの、当該番号は重複取消されていることが国民年金手帳記号払出簿の

記録から確認できる。この点について、申立人の妻は、結婚後、義母に勧められ夫婦二人分の加入手続を行ったと陳述している。この場合、夫について別の手帳記号番号により継続して保険料を納付していたにもかかわらず、新たに加入手続を行ったこととなり不自然さは否めない。

また、一緒に夫婦二人分を納付していたとする妻も、申立期間①は未納（未加入期間を除く）であるほか、結婚後の夫婦二人分の納付開始時期（昭和 49 年 10 月）は一致している。

さらに、申立人夫婦が所持する家計簿を見ると、昭和 47 年 1 月及び同年 6 月には「国民年金」として、同年 4 月及び同年 12 月には「国民保険」として、また、同年 10 月には「年金保険」として、支出計上が認められるものの、このうち、同年 1 月及び同年 4 月は、A 市において妻が加入手続を行う前に当たっており、夫婦二人分及び両親の分を合わせて、集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。また、家計簿に計上されている保険料額は、2 名分の月額保険料に相当又は近似している点を踏まえると、これらは納付記録が確認できる両親の分と考えるのが自然である。

加えて、申立期間は 7 年度にまたがる 79 か月に及び、行政側がこれ程長期にわたり事務処理の誤りを継続することは考え難い。

これらの点を踏まえると、申立人は昭和 43 年 4 月に職権適用により国民年金手帳記号番号の払出しを受けたものの、当初は保険料を納付せず、申立期間①直後の 49 年 10 月から夫婦そろって夫婦二人分の保険料納付を開始したと考えるのが自然である。

次に、申立期間②についてみると、この期間の前後は納付済みとなっているほか、申立人の居所及び生活状況に大きな変化は認められない。

また、申立人と同居していたとする申立人の義母の納付記録をみると、昭和 52 年 4 月から 54 年 9 月までの納付行動は、申立人夫婦と同一日であるとともに、申立期間の保険料は 55 年 9 月 19 日に過年度納付していることが市の被保険者名簿から確認できることから、申立人夫婦も同様に、過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から49年9月まで  
② 昭和54年10月から55年3月まで

私は、結婚後の昭和46年10月ごろ、義母の勧めで国民年金の加入手続きを行い、以降は、毎月義理の両親から預かった生活費(10万円)の中から、自宅に来訪する集金人に夫婦二人分と義理の両親の保険料を一緒に納付していた。

昭和52年5月に国民年金の住所を店の方へ住所変更したが、その後は店に来訪する集金人に、私が夫婦二人分と義母の保険料を一緒に納付していた。

昭和47年の家計簿には、納付した国民年金保険料の金額が記入しており、申立期間の保険料は納付しているので、納付済みと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和46年10月ごろ、国民年金の加入手続きをして以降は、申立人が自宅に来訪する集金人に保険料を納付していたと陳述している。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、結婚後の昭和47年6月に夫婦連番(ただし、夫は重複取消)で払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点で過年度期間となる同年3月以前について、義理の両親の保険料と一緒に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しないほか、46年10月ごろに加入手続きを行ったとする陳述とも符合しない。

また、昭和47年4月以降について、現年度納付は可能であったものの、一緒に夫婦二人分を納付していたとする夫も過年度納付期間を含め申立期間①

は未納であるほか、結婚後の夫婦二人分の納付開始時期（49年10月）は一致している。

さらに、申立人夫婦が所持する家計簿を見ると、昭和47年1月及び同年6月には「国民年金」として、同年4月及び同年12月には「国民保険」として、また、同年10月には「年金保険」として、支出計上が認められるものの、このうち、同年1月及び同年4月は、A市において申立人が加入手続を行う前に当たっており、夫婦二人分及び義理の両親の分を合わせて、集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。また、家計簿に計上されている保険料額は、2名分の月額保険料に相当又は近似している点を踏まえると、これらは納付記録が確認できる義理の両親の分と考えるのが自然である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて調査したところ、申立人には、この手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、結婚前の昭和42年4月にB市において払い出され、資格取得月から1年余りの保険料は納付済みとなっていることが同払出簿及び同市の被保険者名簿の記録から確認できる。一方、当該手帳記号番号は、申立人が厚生年金保険被保険者となった43年5月に資格を喪失した後、再取得した形跡は認められない。この場合、この手帳記号番号によっては、申立期間①は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

次に、申立期間②についてみると、この期間の前後は納付済みとなっているほか、申立人の居所及び生活状況に大きな変化は認められない。

また、申立人と同居していたとする申立人の義母の納付記録をみると、昭和52年4月から54年9月までの納付行動は、申立人夫婦と同一日であるとともに、申立期間の保険料は55年9月19日に過年度納付していることが市の被保険者名簿から確認できることから、申立人夫婦も同様に、過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、48年10月から同年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで  
② 昭和48年10月から同年12月まで

私は、昭和39年末に会社を退職後、区役所で夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付してきた。

また、昭和48年9月には夫婦で付加年金に加入し、それ以降は、夫婦二人分の保険料を付加保険料とともに納付してきた。

これまで未納の督促を受けたことがないのに、夫婦共に上記期間がそれぞれ未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和39年末に会社を退職後、区役所で夫婦二人分の保険料と一緒に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和41年度の適用特別対策により夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、払出時期において、申立期間①の保険料は、時効にかからず納付が可能であった過年度保険料である。

また、申立期間①は3か月と短期間である上、申立人夫婦は、ともに申立期間①直後の昭和40年4月以降、申立期間②を除き、それぞれ60歳期間満了まで保険料を完納していることなどを踏まえると、申立期間①の保険料を夫婦一緒に過年度納付していたものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②について、申立人夫婦に係る特殊台帳を見ると、昭和48年9月26日に付加年金の加入申出が行われ、同年9月の保険料を付加保険



料とともに納付していることが確認できることから、当時、付加保険料を含めて保険料を納付する意思を有していたことは明らかであり、直後の申立期間②の保険料を納付しない理由は見当たらない上、申立期間②は3か月と短期間であり、以降60歳期間満了まで付加保険料を含めて保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、48年10月から同年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、48年10月から同年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで  
② 昭和48年10月から同年12月まで

夫は、昭和39年末に会社を退職後、区役所で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。

また、昭和48年9月には夫婦で付加年金に加入し、それ以降は、夫婦二人分の保険料を付加保険料とともに納付してきた。

これまで未納の督促を受けたことがないのに、夫婦共に上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の夫が昭和39年末に会社を退職後、区役所で夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和41年度の適用特別対策により夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、払出時期において、申立期間①の保険料は、時効にかからず納付が可能であった過年度保険料である。

また、申立期間①は3か月と短期間である上、申立人夫婦は、ともに申立期間①直後の昭和40年4月以降、申立期間②を除き、それぞれ60歳期間満了まで保険料を完納していることなどを踏まえると、申立期間①の保険料を夫婦一緒に過年度納付していたものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②について、申立人夫婦に係る特殊台帳を見ると、昭和48年9月26日に付加年金の加入申出が行われ、同年9月の保険料を付加保険

料とともに納付していることが確認できることから、当時、付加保険料を含めて保険料を納付する意思を有していたことは明らかであり、直後の申立期間②の保険料を納付しない理由は見当たらない上、申立期間②は3か月と短期間であり、以降60歳期間満了まで付加保険料を含めて保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、48年10月から同年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から63年3月まで

昭和61年5月に会社を退職し、1年ほど厚生年金保険適用事業所ではない個人事務所で働いた後、家事を手伝うようになってすぐに、母が、国民年金への切替手続をA区役所でしてくれた。

時期は定かではないが、手続をした後、納付していなかった1年分ぐらいの保険料について、納付催告のはがきが届き、母がその分をまとめて、銀行で納付してくれたのをはっきり覚えている。

手続後の保険料については、結婚するまで、母が銀行で家族の分と一緒に納付してくれたはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、母が、厚生年金保険から国民年金への切替手続をするまでの未納分については一括して納付し、また、その後の分については毎月納付してくれていたはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年11月10日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料納付を担っていたとする申立人の母及び母が申立人の分と一緒に納付していたとする弟の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、昭和61年5月に会社を退職して、1年間ぐらい厚生年金保険の非適用事業所に勤務した後、母が国民年金への切替手続を区役所でしてくれたと陳述している。

一方、申立人の母は、当初、当該事業所が厚生年金保険適用事業所ではない

ことを知らなかったため、申立人が当該事業所を退職後直ちに区役所で申立人の国民年金への切替手続きを行い、自身及び長男の分と一緒に申立人の国民年金保険料を再び納め始めるとともに、当該手続き日以前の保険料については、納付書により一括して銀行で納付したとしており、その陳述内容は具体的であり、不自然さはない。

加えて、60歳到達時まで、自身の国民年金保険料を未納無く納めていた納付意識の高い申立人の母が、長女の保険料のみ未納のまま放置したとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から同年6月まで

国民年金の加入については、20歳になった平成12年\*月ごろに、母がA市B区役所で手続きしてくれていたはずである。

申立期間の保険料については、当初は納付していなかったが、役所から未払通知書が届いたので、同時に送付された納付書を持って自分自身でC市D郵便局に出向き納付した。

その後、別の通知書と納付書が届き、今度はA市E郵便局で納付した。

保険料額は3か月分で4万円ぐらいであったはずであり、3か月分の保険料を2回納付したことははっきりと覚えており、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンラインの年金加入記録及び申立人が所持している国民年金手帳を見ると、申立人は平成12年\*月\*日に国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、年金資格の取得及び喪失の記録をみると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失後の国民年金への切替手続きを適切に行っており、国民年金保険料納付に関する意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録をみると、申立人は、申立期間直前の平成12年1月から同年3月までの3か月の国民年金保険料について、13年1月31日に過年度納付していることが確認できるところ、この納付が申立人主張の2回の納付のうちの1回分である可能性が高く、陳述内容と符合している。

加えて、申立人は、申立期間及びその直前の期間の各3か月の国民年金保険料について、2回にわたり異なる郵便局で納付したとしているところ、それぞ

れの郵便局名及びその際の状況等を具体的に記憶している上、申立人の母も申立人から同様の話を聞いた旨を具体的に記憶しており、陳述の信ぴょう性は高いものと認められ、何らかの事務的過誤等により、申立期間の納付記録が失われた可能性が否定できない。

このほか、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間及びその直後の期間において、住所などの生活状況に特段の変化は無く、仕事も順調であったと認められる申立人が、納付可能な申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 16 日から 38 年 1 月 31 日まで  
② 昭和 38 年 1 月 31 日から 39 年 9 月 21 日まで

過去の厚生年金保険被保険者期間について調査してもらったところ、A社及びB社に勤務していた期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金はC社会保険事務所（当時）で請求したことになっているが、当時は1歳前の子供がいたところで、わざわざ子供を連れて自宅のあるF市から遠い同社会保険事務所まで手続に行く訳がない。

脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年後の昭和41年9月6日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和39年10月\*日に婚姻し、氏名を変更していることから、脱退手当金の請求及び支給は新姓で行われるべきところ、B社の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名はいずれも旧姓のまま変更処理されておらず、申立人に係る脱退手当金裁定請求書も旧姓が記載されていることから、申立人が脱退手当金を請求したとすると不自然さが残る。

さらに、申立人は、自分の名前についてこれまで「D」しか使用したことは無いとしているところ、脱退手当金裁定請求書の名前欄のフリガナは「E」と記載されている。フリガナとしては「D」であるべきであるから、この点にも不自然さが残る。

これらの理由及びその他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 17 日から 49 年 4 月 16 日まで  
過去の厚生年金保険被保険者期間について調査してもらったところ、A社に勤務していた期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
A社を退職する際にB職として転職することが決まっており、その後も継続して勤務しているので、脱退手当金など受け取るはずがない。  
脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年9か月後の昭和51年1月22日に支給決定されている上、同社の厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページを含む前後8ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した11人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人以外1人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、A社勤務時からC職を目指していたところ、同社退職直後からB職のアルバイトをしながら採用試験を受験し、その結果、昭和51年度から正規のC職として採用され、D共済組合に加入したとしている。当該アルバイトについては、申立人と同時期にB職に就いていた同僚が、「正確な日までは覚えていないが、申立人は昭和49年4月にはB職として勤務していた」旨陳述していることを踏まえると、申立人が当時、同社退職後も仕事を継続する意思を有していたと考えられ、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人の脱退手当金裁定請求書の「最後に厚生年金保険をやめた日」欄には、本来の資格喪失日から約1年前の「昭和48年4月1日」と誤った日付が記載されているなど、当該裁定請求書の記載内容に不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金が請求されたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 38 年 6 月 30 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会申出書を提出したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間以前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立人の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 38 年 6 月 \* 日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとすると不自然さが残る。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 15 日から 50 年 3 月 1 日まで  
オンライン記録によれば、A社及びB社における厚生年金保険加入期間について、それぞれ別途に脱退手当金が支給されたことになっている。

A社に勤務していた期間については、会社が手続を行ってくれ、退職後すぐに脱退手当金を受給したが、B社に勤務していた期間については脱退手当金の請求も受給もしていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間以前にある3回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、申立人が3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金は昭和 50 年 4 月 21 日に支給決定されているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はその約 1 か月後の同年 6 月 1 日に払い出されている上、申立人は同年 4 月から 60 歳到達の平成 10 年\*月まで国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時、申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人のB社の厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立人の脱退手当金は旧姓で支給されたものと考えられるが、申立人は昭和 45 年 3 月\*日に婚姻し改姓していることから、申立人が請求したとすると不自然さが残る。

加えて、B社の厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同一時期（前後 5 年）に資格を喪失した女性は見当たらない上、同社によると、「申立人はC

業務を担当していた。当時の人事資料等は保存していないが、会社は脱退手当金の手続を行っていない」旨回答していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年3月31日に、資格喪失日に係る記録を同年11月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月31日から同年11月14日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。申立期間は、同社B事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述及び申立人提出の申立期間当時の申立人あての郵便はがきに記載されたあて先住所等から判断して、申立人が申立期間にA社B事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様にA社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となる昭和37年3月31日以前から同社B事業所に勤務していたと陳述している複数の同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、ほぼ全員が、同年3月30日に同社C本社で資格を喪失し、同年3月31日に同社B事業所で資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚が記憶する申立期間当時のA社B事業所の従業員数と同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数がおおむね一致することから、申立期間当時、同事業所では、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における同僚の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社C本社及び同社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、明らかでないものの、仮に、事業主から、申立期間に係る申立人の被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、報酬月額算定基礎届及び喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年3月から同年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年6月2日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を15万円、同年7月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 2 日から同年 8 月 14 日まで

私は、昭和 55 年 6 月から 60 年 4 月まで、A社に在籍し、B職として勤務していた。

社会保険事務所(当時)において厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 55 年 6 月及び同年 7 月の厚生年金保険料が給与支払明細書において控除されているにもかかわらず、当該事業所における資格取得日が同年 8 月 14 日とされている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人所持の給与支払明細書及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、昭和 55 年 6 月は 15 万円、同年 7 月は 22 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無いが、同社に係る商業登記の記録及び複数の同僚の陳述から、申立期間当時、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月は32万円、14年1月は28万円、同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月は32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成13年10月から14年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年10月1日まで  
私は、平成12年11月6日から21年7月26日までA社に勤務した。  
社会保険庁(当時)の記録では申立期間の標準報酬月額が20万円となっているが、実際には前後の期間と変わらない報酬(32万円)を受け取り、実際の報酬に見合った額の厚生年金保険料を控除されていた。  
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(32万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成13年10月は32万円、同年11月

は 30 万円、同年 12 月は 32 万円、14 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 32 万円、同年 3 月は 30 万円、同年 4 月は 32 万円、同年 5 月は 30 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 32 万円、同年 8 月は 28 万円、同年 9 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により 20 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、事業所保管の被保険者標準報酬決定通知書においても報酬月額が 20 万円となっていることから、事業主が 20 万円を報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る保険料控除額又は報酬月額に相当する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は、A社B工場から同社C工場に転勤した時期であり、継続して同社に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録及びD健康保険組合の被保険者記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和45年6月1日にA社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年4月の社会保険事務所の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月30日から57年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で被保険者資格を喪失したのは、昭和56年12月30日であるとの回答を受けた。しかし、私の退職日は同年12月31日であり、資格喪失日は57年1月1日なので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の退職証明書から、申立人の退職日は昭和56年12月31日であったことが確認できる。

また、A社の保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、当初記載の申立人の資格喪失日は、昭和57年1月8日付けで同年1月1日から56年12月30日に訂正されていることが確認できる。これは、当該資格喪失確認通知書に申立人の退職日が同年12月29日と記載されていたため、この退職日に合わせて社会保険事務所が資格喪失日の訂正を行ったものとみられることから、この訂正以前の時点において、同社は、申立期間についても申立人を厚生年金保険被保険者として取り扱っていたと考えるのが相当である。

さらに、A社の総務担当者は、「申立期間に係る保険料を申立人の給与から控除していたはずである」と陳述している。加えて、同社は、「申立期間に係

る厚生年金保険料を申立人に返還していないと思う」と回答しており、申立人も同様の陳述をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年11月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の喪失年月日は、オンライン記録と同じ昭和56年12月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 21 日から 39 年 3 月 26 日まで  
昭和 36 年 2 月から 40 年 10 月まで A 社で勤務した。社会保険庁（当時）の厚生年金保険被保険者記録では、36 年 2 月 21 日から 39 年 3 月 26 日まで B 社で、その後 40 年 10 月 25 日までが A 社 C 部門となっているが、勤務期間中は D 業務に従事していた。B 社の期間のみが脱退手当金支給済みとなっているが、途中で退職をして脱退手当金を受け取ってなどいない。納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、B 社における厚生年金保険資格の喪失日から約 1 年 9 か月後の昭和 40 年 12 月 25 日に支給されたこととなっており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人と同時期（おおむね 2 年以内）に受給資格を満たし資格を喪失した女性 16 人のうち、脱退手当金の支給記録が確認できたのは申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が申立期間直後に勤務していた A 社 C 部門における厚生年金保険被保険者期間（15 月）及び申立期間よりも前の 2 回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これらの被保険者期間を失念するとは考え難い上、特に未請求となっている A 社 C 部門における被保険者期間は申立期間と同一の被保険者番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和24年10月16日)及び資格取得日(昭和25年4月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月16日から25年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和24年4月から62年6月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社本店において昭和24年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年10月16日に資格を喪失後、25年4月1日に同社本店において資格を再取得しており、24年10月から25年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の陳述から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務したことが認められる。

また、A社の事務担当者は、「申立人は申立期間も継続して当社で勤務しているので、当該期間も厚生年金保険料を給与から控除していたものと思われる」と陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年10月から25年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）D事業所における資格取得日に係る記録を昭和36年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月21日から同年7月28日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和28年4月から平成3年3月まで継続して勤務していた。厚生年金保険料の控除が記載されている申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録並びに給与明細書から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和36年4月21日にA社E部門から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社D事業所は、昭和36年7月28日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社社史及び同僚の陳述から、同社D事業所は、申立期間において5人以上の従業員が勤務していたことが認められ、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間においてA社D事業所が適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月19日から28年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B工場で現場実習を受けていた時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和28年8月1日にA社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和27年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成11年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び役員は所在が不明のため、保険料を納付したか否かについては確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から28年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B工場から本社へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録及び陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和28年6月1日にA社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和27年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成11年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び役員は所在が不明のため、保険料を納付したか否かについては確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支所における資格喪失日に係る記録を昭和61年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A事業所B支所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同支所でC職として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA事業所B支所に継続して勤務し、申立期間後にA事業所の正職員となりD共済組合の組合員になっていることが認められる。

また、申立期間当時にA事業所B支所の総務担当であった者が、「C職は厚生年金保険に加入させており、C職から正職員に採用する場合、期間を空けることなく厚生年金保険からD共済に切り替えていた。申立人も、D共済に加入するまで、継続して厚生年金保険に加入していたと思われる」と陳述しているところ、同支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者記録が有る者のうち、オンライン記録から資格喪失後にD共済に加入したことが確認できる5人中4人は、厚生年金保険の加入期間とD共済の加入期間との間に空白は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支所における昭和61年4月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年6月15日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社C事業所から同社B工場に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和41年6月15日にA社C事業所から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年10月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月21日から37年1月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月から同年9月1日まで  
② 昭和36年11月21日から37年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、高校卒業後すぐの昭和27年4月からB社に勤務した。また、申立期間②については、A社本社から同社C工場に転勤した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和36年10月14日にA社本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和36年10月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社C工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年1月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社では、申立人について、「C工場が適用事業所になるまでは、本社で

資格を喪失させるべきではなく、資格喪失手続を誤った」としていることから、申立人は、申立期間については、同社本社において被保険者であったと考えるのが相当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和 36 年 11 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月及び同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間に B 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した昭和 27 年 9 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B 社の新規適用日に被保険者資格を取得している元従業員 13 人のうち所在が判明した 6 人に照会を行ったが、申立期間における厚生年金保険料控除の状況は確認できなかった。

さらに、B 社は昭和 29 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡しているほか、その他の役員は所在不明であるため、これらの者からも申立期間における厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年3月17日から同年4月1日までの期間及び10年12月23日から11年1月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を9年3月17日に、資格喪失日に係る記録を11年1月7日に訂正し、標準報酬月額については、9年3月は32万円、10年12月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月28日から同年4月1日まで  
② 平成9年3月17日から同年4月1日まで  
③ 平成10年12月23日から11年1月7日まで

社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の加入状況を照会したところ、B社及びA社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無いとの回答を受けた。

私が所持する給与明細書を見ると、B社では3か月にわたり厚生年金保険料が控除されているのに、加入記録は2か月しかない。また、同様に、A社では22か月にわたり控除されているのに、加入記録は20か月である。

申立期間①はB社で、申立期間②及び③はA社で、それぞれ勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出されたA社の給与明細書並びに元顧問税理士及び申立期間当時の経理担当者の陳述から、申立人が申立期間から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における平成9年4月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるものの、社会保険事務所及び厚生年金基金の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所、厚生年金基金及び公共職業安定所のいずれもが誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③についても、申立人から提出されたA社の給与明細書及び申立人の陳述内容から判断して、申立人が申立期間も同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における平成10年11月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるものの、社会保険事務所及び厚生年金基金の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所、厚生年金基金及び公共職業安定所のいずれもが誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成10年12月23日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人は、平成6年3月28日から同年6月19日までB社に勤務し、同年5月から同年7月までに支払われた3か月の給与から保険料が控除されているのに、厚生年金保険の加入記録は、同年4月及び同年5月の2か月しかないと申し立てている。

しかし、B社は、平成9年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は申立期間当時の資料を保管していないため、申立期間における申立人の勤務実態は確認できない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員

に照会しても、申立期間における申立人の勤務実態は確認できない。

さらに、申立人のB社における雇用保険の加入期間は、厚生年金保険の加入期間と一致している。

加えて、B社の元事業主は、「当社では、月初めから月末までの期間の給与を翌月の15日に支給し、翌月の給与から厚生年金保険料を控除していた」旨陳述しているところ、申立人から提出された給与明細書からは、平成6年4月、同年5月及び同年6月の厚生年金保険料が控除されており、申立期間①に係る同年3月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、厚生年金保険法第19条の規定において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされているところ、元事業主は、「月の途中で退職した場合は、その翌月に支給する給与からは保険料を控除していなかった。申立人については、当社が誤って、平成6年7月支給の給与から資格喪失月である同年6月の保険料を控除したものである」と陳述している。

さらに、申立人から提出された国民年金保険料の領収書を見ると、申立人は、申立期間①に係る平成6年3月の国民年金保険料を7年8月に過年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所D工場における資格喪失日に係る記録を昭和22年8月1日に、同社C事業所E工場における資格喪失日に係る記録を25年6月1日に、F社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を29年8月30日に訂正し、また、申立期間の標準報酬月額については、22年7月は600円、25年5月は6,000円、29年3月から同年7月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和22年7月及び29年3月から同年7月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和25年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月21日から同年8月1日まで  
② 昭和25年5月31日から同年6月1日まで  
③ 昭和29年3月1日から同年8月30日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社C事業所D工場、同社C事業所E工場及びF社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。私は、A社に昭和22年4月2日に入社し、申立期間も含め平成2年1月20日まで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、健康保険資格喪失証明書の記録、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社及び関連会社であるF社に継続して勤務し（昭和22年8月

1日にA社C事業所D工場から同社C事業所G工場へ異動、25年6月1日に同社C事業所E工場から同社C事業所G工場へ異動、29年8月30日にF社から同社H部門へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所D工場における昭和22年6月の社会保険事務所の記録から600円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C事業所E工場における25年4月の社会保険事務所の記録から6,000円とし、申立期間③については、申立人のF社における29年2月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、当時の事情を確認できる資料等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①及び③に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和25年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月1日から同年3月1日まで

私は、A社へ昭和36年4月1日に入社し、途中、系列会社であるD社に出向した期間はあるものの、平成元年2月28日に退職するまで継続して38年間勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の空白期間となっている。系列企業内での出向であり、申立期間においても保険料は控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が発行する永年勤続感謝状及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社及び系列会社に継続して勤務し（A社C支社からD社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格喪失日は、昭和21年6月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和19年12月から21年3月までは80円、同年4月及び同年5月は420円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和19年3月13日から同年12月21日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年6月8日から19年3月13日まで  
② 昭和19年3月13日から同年12月21日まで  
③ 昭和19年12月21日から22年5月30日まで

私の夫は、昭和17年4月1日から57年2月23日までA社に勤務していた。

しかし、社会保険庁(当時)の記録では、昭和18年6月8日から19年3月13日までの期間(申立期間①)及び同年12月21日から22年5月30日までの期間(申立期間③)が厚生年金保険の未加入期間となっている上、19年3月13日から同年12月21日までの厚生年金保険被保険者期間(申立期間②)に係る脱退手当金が支給済みとされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社作成の申立人の社内歴及び申立人の在籍期間に関する同社の回答から、申立人が申立期間に同社に在籍していたことが確認できる。

また、C県提出の兵籍簿から、申立人は、昭和19年12月20日に召集され、21年6月28日に復員したことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は昭和19年12月21日にA社B事業所での厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

しかしながら、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立期間③のうち、申立人が召集されていた昭和19年12月21日から21年6月28日までについては、仮に、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、昭和21年6月28日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和19年11月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と同期入社と同僚の標準報酬月額から、同年12月から21年3月までは80円、同年4月及び同年5月は420円とすることが妥当である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、A社B事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日とされる昭和19年12月21日から約7か月後の20年7月26日に支給決定されたこととなっている。

しかしながら、上記のとおり、申立人の資格喪失日が昭和21年6月28日と認められることから、支給決定されたとする20年7月26日において、現存被保険者であった申立人の脱退手当金の受給権は無かったものと考えられる。

また、C県提出の兵籍簿から、申立人は、昭和19年12月20日に召集され、21年6月28日に復員したことが確認できることから、申立人の意思に基づき申立期間の脱退手当金の請求が行われたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が申立期間より前に同一事業所に勤務した被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が申立期間に勤務した事業所と同一事業所での被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立期間①について、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、「18. 6. 8 労年ノミ喪失ニ付健保ニ転記」と記載されていること



が確認できる。

また、申立期間①は、労働者年金保険法の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者となるとされており、非筋肉労働者の男子従業員への適用の拡大は、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険法が施行された以降の期間となるところ、A 社作成の申立人の社内歴を見ると、申立人が 18 年 6 月 1 日に同社 D 部門から同社 E 部門に異動していることが確認でき、同社は、「当時の資料が廃棄済みのため、事実確認はできないものの、申立人に係る当社の社内歴及び社会保険事務所の記録から判断すると、申立人が事務職に異動したために筋肉労働者の男子工員を被保険者とする労働者年金保険の適用外となり、昭和 18 年 6 月 8 日付けで健康保険のみの被保険者とする手続が行われたものと考えられる」旨回答している。

申立期間③のうち、昭和 21 年 6 月 28 日から 22 年 5 月 30 日までについて、C 県提出の兵籍簿から、申立人は、除隊した 21 年 6 月 28 日と同一日に病院に入院していることが確認できるところ、申立人の妻は、「結婚前のことなので、明確な期間までは分からないが、申立人が復員後に入院していたことを覚えている」旨陳述している。

また、A 社は、「申立人の社内歴以外の当時の資料は無く、当該期間における申立人の勤務実態は不明である」旨回答している。

さらに、A 社 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚のうち、連絡先が判明した二人に照会したものの、申立人の復員後の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び③のうち、昭和 21 年 6 月 28 日から 22 年 5 月 30 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③のうち、昭和 21 年 6 月 28 日から 22 年 5 月 30 日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年11月から13年1月までについては22万円、同年2月については20万円、同年3月については22万円、同年4月から同年7月までについては20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月1日から13年8月31日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A社における私の平成12年9月1日から13年8月31日までの厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額が9万8,000円となっている。

しかし、A社での私の標準報酬月額は22万円のはずであり、私が所持する同社の平成13年3月分から同年7月分までの給与明細書から22万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の標準報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間のうち、平成13年3月から同年7月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額から、同年3月は22万円、同年4月から同年7月までは20万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成12年11月から13年2月までについて、申立人の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無いものの、申立人が所持する当該期間の給与振込額が確認できる預金通帳から、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額である9万8,000円を大きく上回る給与が支給されていたことが確認できる。

さらに、A社での申立人の被保険者資格の取得日と同一日の平成12年9月1日に同社での被保険者資格を取得している同僚二人の標準報酬月額は、申立人と同額の9万8,000円と社会保険事務所に記録されているところ、当該同僚二人が所持する同年11月分から13年7月分までの給与明細書並びに12年11月分から13年3月分及び同年7月分の給与明細書を見ると、当該同僚二人の給与から社会保険事務所に記録された標準報酬月額に相当する厚生年金保険料額を上回る保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年11月から13年2月までにおいて、申立人提出の同年3月分から同年7月分までの給与明細書から確認できる標準報酬月額22万円に相当する厚生年金保険料控除額と同額の保険料を給与から控除されていたものと推認される。当該保険料控除額及び申立人の預金通帳から確認できる当該期間の給与振込額から判断すると、当該期間の標準報酬月額については、12年11月から13年1月までは22万円、同年2月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成12年9月及び同年10月について、申立人は、当該期間の給与明細書を所持していない上、A社の当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、「申立期間当時の資料等は廃棄済みであり、当時、私は、申立人が勤務していた同社の支店のB職を務めていたが、従業員の身分であったため、申立人の厚生年金保険料の控除の状況等は分からない」旨陳述しているため、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、当該期間の給与振込額が確認できる申立人の預金通帳から、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額9万8,000円以上の給与が支給されていたことが確認できるものの、上記の同僚二人についても、当該同僚が所持する給料明細書を見ると、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額9万8,000円以上の給与が支給されているにもかかわらず、記録どおりの標準報酬

月額に相当する厚生年金保険料しか控除されていないことが確認でき、当該期間の申立人の給与から社会保険事務所に記録された標準報酬月額に相当する厚生年金保険料額以上の保険料が控除されていたことを推認することができない。

このほか、申立人が、平成12年9月及び同年10月において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、平成12年9月及び同年10月において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和33年2月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年2月15日から同年3月1日まで

私は、昭和28年4月1日にA社に入社後、平成元年4月末まで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、昭和33年2月15日から同年3月1日までが厚生年金保険の未加入期間とされている。

当時、A社C支店から同社B支店に転勤しただけであり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びD社作成の職歴証明書等から判断すると、申立人が、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和33年2月15日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和33年3月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月21日から同年3月1日まで

私は、昭和26年3月1日から平成7年11月20日までA社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、昭和38年2月21日から同年3月1日までが厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、事業主提出の資料及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和38年2月21日にA社C工場D部門から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月20日から同年6月1日まで

私は、昭和43年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して同社に勤務している。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、昭和44年5月20日から同年6月1日までが厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、事業所作成の在職証明書及び人事台帳から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和44年6月1日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続誤りにより申立人の資格喪失日を昭和44年5月20日と届け出たため、申立期間の保険料を納付していないことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成元年2月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月20日から同年2月21日まで

私は、A社に昭和50年4月1日から平成14年11月30日まで継続して勤務している。元年2月21日に同社本社から同社B支店に転勤になったが、社会保険事務所(当時)の厚生年金保険の加入記録では、同年2月20日から同年2月21日までの厚生年金保険の記録が無く納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の辞令から、申立人が同社に継続して勤務(平成元年2月21日にA社本社から同社B支店に異動)していることが認められる。

なお、事業主は、「申立人の資格喪失日に係る届出について、関連資料が無いことから不明であるものの、事業所の転勤、部署異動のデータ及び当時の状況からすると、申立内容に間違いはない」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、平成元年2月21日であると認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、終戦まではA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚のうち、「申立人と同じ学校を卒業し、A社において同じ期間、同じ職種として勤務した」と陳述する同僚1名については、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)で、申立期間に当たる昭和19年10月1日にA社名で被保険者資格を取得し、20年9月1日に同資格を喪失していることが確認できる。さらに、公文書館の資料によると、23年2月9日にB庁舎は火災の被害に遭っているところ、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿について「23. 2. 9. (焼失)」の記載が確認できる。

加えて、A社は、昭和6年5月6日に健康保険の適用を受けているものの、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿について社会保険事務所では、「申立期間後の昭和23年10月にA社の被保険者に係る検認がなされ、右上に\*番の表示がある事業所名称及び所在地の記載から始まる切替え後の被保険者名簿は確認されたが、\*番より前の表示がある切替え前の被保険者名簿については見

つけられない」と回答している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険被の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、30円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災及び火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落がみられる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)の厚生年金保険の加入記録では、A社B支店における資格喪失日は昭和61年8月31日となっており、同年8月の加入記録が無いが、実際には、同年9月1日付けで同社B支店から同社C支店へ転勤しており、継続して勤務していることから空白期間は無いはずである。申立期間を厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和61年9月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和61年7月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は解散しており、保険料を納付したかどうかについては確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和61年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年2月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月14日から同年2月14日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間が未加入であるとの回答をもらった。私は、C社(現在は、B社)に入社後、D社及びA社に出向し、同社を昭和40年2月14日に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職者台帳から、申立人は昭和40年2月13日にC社からの出向先であるA社を退職したことが確認でき、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が給与明細を記録している帳簿から、昭和40年2月分の給与から同年1月の厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

さらに、B社人事部は、「当時の状況については不明であるものの、現在は、退職月に前月分の厚生年金保険料を控除しており、退職月の前月まで厚生年金保険に加入している」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年12月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月1日から60年1月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和60年8月1日から同年9月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月1日から60年1月1日まで  
② 昭和60年2月2日から同年9月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、昭和59年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額が、ほかの年と比較して著しく高い金額となっているので、標準報酬月額を正しく訂正してほしい。(申立期間①)

また、昭和60年2月2日から同年9月21日までについては、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無く納付できなため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。(申立期間②)

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚

生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

そこで、申立人が所持する昭和 59 年分の給与所得の源泉徴収票には、社会保険料等の金額(40 万 9,398 円)が記載されているが、オンライン記録による申立期間①に係る標準報酬月額を用いて算定される同年分の社会保険料等の申立人負担額(22 万円余り)は、上記の金額を大きく下回り、当該期間において上記の標準報酬月額に相当する額を超える厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和 59 年分の源泉徴収票で確認できる上記の社会保険料等の金額から算定した厚生年金保険料に見合う金額の 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、昭和 59 年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、上記の源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人は A 社において継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和 60 年 8 月に係る標準報酬月額を同年 9 月の標準報酬月額と同じ金額として同年分の社会保険料等の申立人負担分を算定すると、同年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額(約 16 万円)とおおむね一致した額となる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 60 年 8 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和 60 年 8 月 1 日から同年 9 月 21 日までに係る標準報酬月額については、同年分の源泉徴収票で確認できる上記の社会保険料等の金額から算定した厚生年金保険料に見合う金額である 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和60年2月2日から同年8月1日までについては、同年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から算定した厚生年金保険料額から判断すると、申立人が被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月2日及び18年12月4日に支給された賞与において、70万6,000円及び72万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17年12月2日は70万6,000円、18年12月4日は72万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月2日  
② 平成18年12月4日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答をもらった。勤務先のA社が社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿及び賞与支払台帳から、申立人は、申立期間に係る賞与から平成17年12月2日は70万6,000円、18年12月4日は72万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月2日及び18年12月4日に支給された賞与において、113万7,000円及び117万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17年12月2日は113万7,000円、18年12月4日は117万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月2日  
② 平成18年12月4日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答をもらった。勤務先のA社が社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿及び賞与支払台帳から、申立人は、申立期間に係る賞与から平成17年12月2日は113万7,000円、18年12月4日は117万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月2日及び18年12月4日に支給された賞与において、119万8,000円及び123万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17年12月2日は119万8,000円、18年12月4日は123万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月2日  
② 平成18年12月4日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答をもらった。勤務先のA社が社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿及び賞与支払台帳から、申立人は、申立期間に係る賞与から平成17年12月2日は119万8,000円、18年12月4日は123万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月2日及び18年12月4日に支給された賞与において、47万7,000円及び49万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17年12月2日は47万7,000円、18年12月4日は49万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月2日  
② 平成18年12月4日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答をもらった。勤務先のA社が社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿及び賞与支払台帳から、申立人は、申立期間に係る賞与から平成17年12月2日は47万7,000円、18年12月4日は49万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月2日及び18年12月4日に支給された賞与において、46万3,000円及び47万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17年12月2日は46万3,000円、18年12月4日は47万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月2日  
② 平成18年12月4日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答をもらった。勤務先のA社が社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿及び賞与支払台帳から、申立人は、申立期間に係る賞与から平成17年12月2日は46万3,000円、18年12月4日は47万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月2日及び18年12月4日に支給された賞与において、47万8,000円及び49万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17年12月2日は47万8,000円、18年12月4日は49万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月2日  
② 平成18年12月4日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答をもらった。勤務先のA社が社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿及び賞与支払台帳から、申立人は、申立期間に係る賞与から平成17年12月2日は47万8,000円、18年12月4日は49万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月2日及び18年12月4日に支給された賞与において、97万5,000円及び100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17年12月2日は97万5,000円、18年12月4日は100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月2日  
② 平成18年12月4日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答をもらった。勤務先のA社が社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿及び賞与支払台帳から、申立人は、申立期間に係る賞与から平成17年12月2日は97万5,000円、18年12月4日は100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月4日に支給された賞与において、68万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を同年12月4日は68万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月4日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準賞与額が記録されていないとの回答をもらった。勤務先のA社が社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿及び賞与支払台帳から、申立人は、申立期間に係る賞与から平成18年12月4日は68万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から54年3月まで

私と妻が、国民年金に加入した時期は定かでないが、結婚後、何度か自宅に夫婦二人分の国民年金保険料の納付書が送られてきた記憶がある。

しかし、納付書が送付されてきた当時は、納付書のことは気になっていたものの、生活が苦しくて保険料を納付することができなかった。

その後、妻が次女を出産する直前の昭和54年3月ごろ、それまでに送られてきた夫婦二人分の納付書と現金を妻が持参して、A社会保険事務所(当時)に行き、保険料を納付した。

その時に、妻が納付した金額は、夫婦二人分合わせて17万円又は18万円程度だったと記憶しているが、申立期間のすべての期間をさかのぼって納付したか、一部期間のみであったかなどの詳細は覚えていない。

送付されてきた夫婦二人分の納付書に記載してあった期間の保険料を妻が、さかのぼって納付した記憶があるのに、申立期間のすべてが未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和54年3月ごろに、それまでに申立人夫婦に送付されてきた国民年金保険料の納付書を社会保険事務所(当時)に持参して、納付書に記載していた申立人夫婦に係る申立期間の全部又は一部期間の保険料の合計17万円から18万円程度をさかのぼって納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号で払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和54年7月ごろにB市において夫婦連番で払い出されたことが推認される。制度上、被保険者が国民年金に加入して国民年金手帳記号番号が払い出される前に行政機関側から国民年

金保険料の納付書を発行することはできないことから、申立人が陳述する時期に申立期間の保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

また、申立人に係る国民年金記録をみると、特殊台帳の昭和 53 年度欄に「54 催」との押印が確認できるが、これは、54 年度に申立期間のうち、53 年度の保険料について納付の催告を示すものであり、当該期間の保険料が納付されたことを示す事跡は見当たらず、その妻の記録も同様である。

さらに、申立期間当時は第 3 回特例納付実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）であるが、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与していない上、申立人の妻に特例納付の相談などをした記憶は無く、申立期間の夫婦二人分の保険料を特例納付及び過年度納付する場合に必要な保険料額は、申立人が記憶する 17 万円から 18 万円程度に比べて大きくかい離している。

加えて、申立期間当時に申立人夫婦が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から54年3月まで

私と夫が、国民年金に加入した時期は定かでないが、結婚後、何度か自宅に夫婦二人分の国民年金保険料の納付書が送られてきた記憶がある。

しかし、納付書が送付されてきた当時は、納付書のことは気になってはいたものの、生活が苦しくて保険料を納付することができなかった。

その後、次女を出産する直前の昭和54年3月ごろ、それまでに送られてきた夫婦二人分の納付書と現金を持参して、A社会保険事務所（当時）に行き、保険料を納付した。

その時に、私が納付した金額は、夫婦二人分合わせて17万円又は18万円程度だったと記憶しているが、申立期間のすべての期間をさかのぼって納付したか、一部期間のみであったかなどの詳細は覚えていない。

送付されてきた夫婦二人分の納付書に記載してあった期間の保険料をさかのぼって納付した記憶があるのに、申立期間のすべてが未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月ごろに、それまでに申立人夫婦に送付されてきた国民年金保険料の納付書を社会保険事務所（当時）に持参して、納付書に記載していた申立人夫婦に係る申立期間の全部又は一部期間の保険料の合計17万円から18万円程度をさかのぼって納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号で払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和54年7月ごろにB市において夫婦連番で払い出されたことが推認される。制度上、被保険者が国民年金に加入して国民年金手帳記号番号が払い出される前に行政機関側から国民年

金保険料の納付書を発行することはできないことから、申立人が陳述する時期に申立期間の保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

また、申立人に係る国民年金記録をみると、特殊台帳の昭和 53 年度欄に「54 催」との押印が確認できるが、これは、54 年度に申立期間のうち、53 年度の保険料について納付の催告を示すものであり、当該期間の保険料が納付されたことを示す事跡は見当たらず、その夫の記録も同様である。

さらに、申立期間当時は第 3 回特例納付実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）であるが、申立人に特例納付の相談などをした記憶は無く、申立期間の夫婦二人分の保険料を特例納付及び過年度納付する場合に必要な保険料額は、申立人が記憶する 17 万円から 18 万円程度に比べて大きくかい離している。

加えて、申立期間当時に申立人夫婦が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から61年3月まで

私は、昭和56年4月の結婚後に国民年金に任意加入し、その後は継続して国民年金に加入しており、詳細は覚えていないが、申立期間を含む国民年金保険料をずっと継続して納付していたと思っている。

私の国民年金記録をみると、昭和58年6月に国民年金被保険者資格を喪失したと記録されているが、私も夫もそのような手続をした記憶は無い。

申立期間について、納付記録が無く未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和56年4月ごろに国民年金に任意加入して以降、申立期間を含めて継続して国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人は、昭和58年6月25日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、その後、第3号被保険者として61年4月1日付けで国民年金資格を再取得していることが、オンライン記録、A市の国民年金記録及び申立人が所持する年金手帳の資格記録欄から確認でき、当該期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、国民年金の資格喪失月の保険料は徴収しないこととされているところ、上述のとおり、申立人は昭和58年6月25日付けで国民年金加入資格を喪失しているため、納付済みの同年6月の保険料が59年9月に還付決定されていることが、申立人に係る特殊台帳及び還付整理簿の記録から確認できる。

さらに、申立人から申立期間当時の保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、納付したことをうかがわせる周辺事情は見いだせなかった。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年9月まで

私は、申立期間当時、日雇の雇用保険には加入していたが、会社の健康保険及び厚生年金保険には加入しておらず、その当時、妻が家族の国民健康保険の加入手続を行ったと思うので、その際、同時に夫婦二人分の国民年金にも加入して国民年金保険料を納付してくれたと思う。

申立期間について、1年間も国民年金に加入していなかったとは考え難いので、もう一度納付記録を調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月ごろに妻が夫婦二人の国民年金加入手続を行い、その妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係るオンライン記録をみると、申立人に国民年金被保険者資格を取得した期間は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとするA市を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻の国民年金記録をみると、昭和53年10月に初めて国民年金被保険者資格を取得したことが特殊台帳に記載されており、その妻も申立期間は国民年金の未加入期間であったことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、当時、夫婦二人分の保険料を納付していたとするその妻は、病気のため申立期間当時の保険料納付状況等についての記憶が無く、申立期間当時の納付状況等の詳細は不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から同年9月まで  
私が20歳になった平成5年ごろ、母がA市B区役所で私の国民年金の加入手続をした。

母は、平成12年4月又は同年5月ごろに、自宅に来た集金人から、私のそれまでの国民年金保険料の納付状況をまとめたメモをもらい、このメモに「支払」と記載された申立期間の保険料を納付することが必要と聞き同期間の保険料をさかのぼって集金人に納付したと母から聞いている。

母が、集金人の指示のとおり保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、平成12年4月又は同年5月ごろに申立期間の国民年金保険料を自宅に来た集金人にさかのぼって納付したと申し立てている。

しかし、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母は、申立期間の保険料を集金人に納付したとするものの、その納付時期等についての記憶は定かでない上、C市によると、当時、同市には集金人制度はなく、過年度保険料の収納も行っていなかったとしており、その母の陳述と符合しない。

また、申立期間当時、既に領収済通知書の被保険者情報、納付金額などについては、光学式文字読取機(OCR)による処理が行われており、納付済みの記録の全部又は一部について漏れるなどの記録誤りがあったものとは考え難いところ、申立人に係るオンライン記録及びC市の被保険者名簿とも未納と記録されている。

さらに、申立人の母が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたとは認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

結婚前、役場の職員が家庭訪問したことをきっかけに国民年金に加入した。加入手続及び保険料の納付は母が行ってくれた。国民年金手帳には「昭和35年10月1日強制加入」となっており、加入後の保険料はすべて納付していたと思う。

母が保険料を納付しているのを隣で見っていたこともあり、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を申立人の母が自宅で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和41年10月21日であることが確認できる。この場合、申立期間のうち、36年4月から39年6月までの保険料は時効により制度上、納付することができず、同年7月から41年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は集金人に現年度納付していたと陳述しており、符合しない。

また、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付には直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしていたとする母親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は60か月と長期間であり、行政側がこれだけの長期にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年8月までの期間、47年6月から同年10月までの期間、63年4月から平成元年3月までの期間、2年12月から3年3月までの期間及び4年4月から5年3月までの期間並びに9年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から41年8月まで  
② 昭和47年6月から同年10月まで  
③ 昭和63年4月から平成元年3月まで  
④ 平成2年12月から3年3月まで  
⑤ 平成4年4月から5年3月まで  
⑥ 平成9年4月及び同年5月

私は、昭和37年12月に会社を退職した後、自宅に社会保険事務所(当時)から国民年金の勧誘員が来て、当時はまだ強制ではなかったと思うが加入手続をし、退職した翌月からの保険料をきっちり計算し、集金して帰った。時々集金に来てはカーボン紙の領収書を置いていったが、本当に納付になっているか心配だったのでA社会保険事務所(当時)に確認に行ったことがあるが書類は見せてもらえず、不信感でいっぱいだった。その後、3社ほど会社に勤めたが、退職するたびに自宅に勧誘に来て集金して行った。

全額免除の期間については、全額免除の申請をした記憶は無く、減額免除(一部免除)の申請をし、月に200円から300円の保険料を納付していた。老後は年金だけが頼りだと思っていたので必ず納めていたはずである。未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年12月に会社を退職した次の月から国民年金保険料を納め、その後は会社を退職するたびに国民年金に加入し保険料を納付しており、免除の期間についても全額免除を申請した記憶は無く、一部免除を申請して減

額された保険料を月 200 円から 300 円納めていたと申し立てている。

申立期間①について、申立人の国民年金加入状況をみると、オンライン記録から、昭和 44 年 7 月 18 日付けで第一号被保険者資格を取得するまで国民年金に加入した形跡が無く、申立期間①は未加入期間となり保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和 44 年 7 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、37 年 12 月に会社を退職後国民年金に加入したとする陳述と符合しない。

申立期間②について、特殊台帳及び B 市の被保険者名簿から、昭和 45 年 1 月 19 日に国民年金被保険者資格を喪失後、47 年 11 月 28 日に任意加入するまでの間、国民年金に加入した形跡が無く、申立期間②は未加入期間であることから保険料を納付することはできない。

申立期間③、④、⑤及び⑥について、オンライン記録をみると、それぞれの期間の保険料について、申請の上で全額免除が承認されていることが確認できる。申立人は、この間の免除は一部免除を申請したものであり、月に 200 円から 300 円の保険料を納付していたと申し立てているが、一部免除の制度が始まったのは平成 14 年からであり、申立期間③、④、⑤及び⑥の保険料を一部免除して納付することはできない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成3年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成3年12月まで

私は、定期的にA市役所から送られてくる納付書に従い、保険料を納付していた。一時的に納付が苦しい時があったが、遅れながらも未納無く納めていた。

6年近くも納付していなかったら必ず督促状が届くと思うが見た記憶が無く、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、定期的に届く納付書で遅れながらも未納無く納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録をみると、オンライン記録から、昭和47年9月に任意で国民年金に加入し被保険者資格を取得したものの59年4月に資格を喪失し、61年4月に資格を再取得した後、平成4年1月に60歳で資格を喪失、同年3月から9年5月まで高齢任意加入により資格を再取得していることが確認できる。しかし、申立期間である昭和61年4月から平成3年12月までの国民年金加入期間は、6年6月9日の記録修正により追加されたものであることも確認できる。この場合、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金被保険者資格の取得の処理をした平成6年6月9日の時点では、申立期間の保険料は時効の成立により、制度上納付することはできない。

さらに、A市の被保険者名簿を見ると、高齢任意加入時の受給資格状況が記録されていることを踏まえると、申立人は高齢任意加入手続の際、申立期間が未納になっていることについての説明を受けていたものと考えられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含め総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から55年12月まで

昭和54年8月、A国から帰国し、同年9月ごろ、B市役所で国民年金の加入手続を行った。そのとき、母が同行してくれた。国民年金手帳は加入手続時に交付されたか、後日郵送されてきたか記憶が定かでないが、確かに受け取った。申立期間の保険料は母が納付し、その時に交付される領収書は母が保管してくれていた。

平成5年、C市からD市に引っ越し、夫が同市役所で住所変更手続を行ったとき、夫は申立期間が未納とされていることを聞いてきた。夫はそのことを私と母に話すと、母は、保管していた領収書を私に手渡し、申立期間が未納とされていることは事実と相違するので市役所で記録の訂正をしてくるようと言った。そこで私は、同市役所の職員に、母から受け取った領収書を提出し、未納とされている期間を訂正してほしい旨申し出た。

その職員は、私が提示した年金手帳の記号番号をメモに執った上、私が手渡した領収書を受け取り「ちゃんとしておきますから」と言ったので、私はこの対応に不安を感じながらも信用するしかないと考え、帰宅した。

平成20年、年金問題が報道されるようになり、5年のD市役所でのやり取りを思い出し、20年7月、E年金相談センター（当時）で自分の年金記録を調べてもらったが、申立期間の記録は訂正されていなかった。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年9月ごろ、母親に同行してもらってB市役所で国民年金加入手続を行い、申立人の母親が申立期間の保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、B市の被保険者名簿から、昭和56年1月であることが確認でき、54年9月に加入手続を行ったとする申立人の陳述と符合しない。

また、加入手続時点において申立期間の保険料は過年度納付を行う必要があるところ、申立人は、保険料を納付したとするその母親から、保険料をさかのぼって納付したとは聞いていないと陳述している上、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親からも当時の事情をうかがうことはできなかった。

なお、申立人は、D市役所の職員に申立期間に係る領収書を提出し、同期間を納付済みとするよう求めたと申し立てているが、申立人は、領収書に記載されていた保険料額及び納付期間に関する記憶が定かでなく、その領収書が申立期間に係るものであったことをうかがわせる事情は酌み取れなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から49年12月まで

19歳のとき、母から、20歳になるまでに必ず国民年金に加入するよう言われた。昭和42年6月\*日、A区役所で国民年金の加入手続を行った。そのとき、オレンジ色の年金手帳を受け取った。加入手続を行った後、送付されてきた納付書を使って、同区役所の窓口で保険料を納付した。約3か月に1度の割合で、3度あるいは4度、保険料を納付した。22歳ないし23歳の時からB銀行又はC銀行で納付書を使って1年分の保険料をまとめて前払いした。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年6月にA区役所で国民年金の加入手続を行い、以後、納付書を使って、A区役所又はB銀行若しくはC銀行で、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出時期は国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和52年3月であることが確認できる。この時点で時効が成立していない50年1月から51年3月までの保険料は過年度納付を行ったことが確認できるが、払出時点において、申立期間の保険料については、制度上、時効の成立により納付することはできない。

また、申立期間当時、加入手続及び保険料徴収に関する事務は、被保険者が住民登録をしている市区町村が行っていたが、申立人の住所地に関する状況をみると、除籍の附票から、昭和42年2月にD市に、46年4月にE市に、49年8月に再びD市に、同年9月にA区に移転したことが確認でき、42年6月にA区役所で年金加入手続を行い、以後、3度あるいは4度、同区役所で保険

料を納付したとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、昭和48年3月まで、F市の保険料収納方法は印紙検認方式であり、申立期間の保険料を納付書により納付したとする申立人の陳述と符合しない上、オレンジ色の年金手帳は49年ごろから交付され始めており、42年6月に同色の年金手帳を受け取ったとする申立人の陳述とも符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 3871 (事案 1546 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から42年3月まで

昭和38年3月にA市に転居後、妻が、自治会を通じて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も、妻が集金人に納付した。それなのに、申立期間の保険料が未納と記録されており、納付できないとして年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

しかし、私がA市に転居した当時、同市では、国民年金と国民健康保険は同時に加入し保険料を納付するシステムであり、私も、国民健康保険に加入すると同時に国民年金にも加入して、双方の保険料を同時に納付してきたので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年に払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の国民年金保険料は申立てのようには現年度納付できない上、39年12月以前の保険料については制度上過年度納付することもできない。また、申立人は、申立人の妻が自治会を通じて加入手続を行ったとしているところ、A市では、同手続は自治会を通じて行うことは無いとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、A市では、国民年金と国民健康保険は同時に加入し保険料を納付することとしており、自分も国民健康保険に加入すると同時に国民年金にも加入して、双方の保険料を同時に納付してきたと主張しているが、同市では、当委員会の照会に対し、「当時も現在も、国民年金と国民健康保険はそれぞれ別に加入手続を行うことが必要であり、保険料の徴収もそ

れぞれ別に行っていた」と回答していることから、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年12月まで  
会社を退職後、実家に戻った平成3年5月に国民年金の加入手続を行った。その後、納付書にて月額1万2,500円ぐらいの保険料を定期的に銀行で納付した。当時の資料等は残っていないが、老後のことを考えて納付していたので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた平成3年5月に国民年金に加入した以降は、定期的に保険料を納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金に係る最初の資格取得日をみると、平成17年2月1日であることがオンライン記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料は納付できない。

また、申立人が陳述する月額保険料1万2,500円は、申立期間当時の月額保険料9,000円から9,700円とは符合しない上、納付済みである平成17年2月から同年12月までの月額保険料1万3,300円と近似していることを踏まえると、申立人は、当該期間の保険料納付と錯誤している可能性が高いものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号の存在はうかがえなかった。また、この点については、申立人が加入手続を行ったとする市において、当該手続を行った場合に作成されるべき被保険者名簿が不存在である状況と整合している。

加えて、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年12月まで

私が24歳のころ、A市の職員の方が何度か家に国民年金の加入勧奨に来られたので、市役所本庁で加入手続をした。その時に、女性の係員が、2年前にさかのぼって保険料を納めたらどうですかと言われ、1か月500円の保険料を2年分、1万2,000円を窓口のカウンターで納め、薄いカーボン紙の領収書をもらった。その時の会話では、22歳と何か月から入ったことになると言われたので、62歳と何か月で満期ですかと聞くと、そうですと言われた。それなのに納付記録は未納とされており納付できない。

なお、加入時は薄茶色の年金手帳に領収書を貼っていたが、朱色の手帳に替わったので処分してしまった。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は24歳のころ、A市で国民年金に加入し、2年前にさかのぼって保険料を納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人が満26歳になる\*か月前の昭和49年11月18日であることが、市の被保険者名簿から確認できる。この場合、24歳（昭和47年）ごろに加入手続したとする陳述とは符合しないとともに、申立期間については、時効の成立により、制度上、既に保険料を納付できない期間となっている。

また、申立人がA市で最初に居住したとする団地への入居時期は、昭和49年5月以降であることが、B団体の回答から確認でき、この点においても24歳ごろに同市において加入したとする陳述とは符合しない。

さらに、申立人の納付記録をみると、加入手続年度である昭和49年度から現年度納付を開始するとともに、申立期間直後の昭和47年1月から49年3月

までの2年3か月の保険料（1万5,300円）を同年12月及び50年12月の2回に分けて過年度納付していることが、市の被保険者名簿から確認できる。一方、申立人は加入時に2年分の保険料を遡<sup>そきゅう</sup>及納付した後は、定期的に現年度納付していたと陳述していることを踏まえると、前記の過年度納付と錯誤している可能性も否定できない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から50年4月まで

私が実家にいる昭和44年ごろに国民年金に加入し、集金に来る町会役員に2か月に1回、父が保険料を弟の分と一緒に納付してくれていた。納付形態は叔母と同じで、集金袋に日付の入ったゴム印を押してもらい、年金手帳にも印を押してもらっていた。納付していた時期は叔母と同じではないが、父が納付してくれていたので、申立期間について未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家にいる昭和44年ごろに国民年金に加入し、父が申立人の保険料を弟の分と一緒に、集金人に納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、平成13年6月13日付けで初めて国民年金の資格を取得していることが、オンライン記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料は納付することができない。

また、申立人より3歳年下の弟の年金制度への加入状況を見ると、厚生年金保険の加入記録しかないことが、オンライン記録から確認でき、父が申立人の保険料を弟の分と一緒に集金人に納付してくれていたとする陳述とは符合しない。

さらに、当時の集金人は既に亡くなっており、その長男から申立期間当時の状況を聴取したが、申立人が保険料を納付していたことを裏付ける陳述は得られなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳

記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から51年12月まで

A市B区に住んでいた昭和54年7月ごろ、母と区役所へ行った時、国民年金加入の重要性を母から説得されて加入した。その時職員から今なら20歳までさかのぼって保険料を納付できると言われたので、その場合の納付金額を計算してもらい、後日役所から送られてきた納付書によって、20歳になった月にさかのぼって加入前の全期間について、母の金銭的援助を受けて保険料を一括納付した。ただし、納付金額及び納付場所は覚えていない。それ以来、年金については安心していたのに、最近、社会保険事務所（当時）から加入当初20歳時点にさかのぼって一括納付したはずの期間が未納になっているという通知が来て、非常にショックを受けた。納付したことを証明する書類は何も残っていないが、20歳にさかのぼって納付したことは確かだと思うので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、31歳であった昭和54年7月ごろ、A市B区役所で国民年金への加入手続きを行い、後日役所から送付された納付書によって、20歳時点にさかのぼって加入前の全期間について保険料を特例納付したと申し立てている。

しかしながら、特例納付は、無年金者の救済措置として設けられた制度であり、市では、当時、受給権確保の観点から、35歳以上の未加入者等を対象に納付勧奨を行っていた形跡が当時の市の資料から確認できる。この場合、加入当時31歳であった申立人は、勧奨対象者では無かったものと推定できる。

また、申立人が申立期間について特例納付した場合に要する納付金額は42万4,000円と高額に達するものの、申立人は、納付場所等を含め保険料納付をめぐる記憶は定かではない。

さらに、申立人の納付記録をみると、加入手続時点で過年度期間となる申立期間直後の27か月の保険料が納付済みであることから、過年度納付がなされたものと推定でき、この間の事情と錯誤している可能性は否定できない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて調査したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の特例納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から49年1月まで

私が26歳又は27歳であった年の3月ごろ、郷里にいた母の勧めを受けてA区役所で国民年金の加入手続をした。母からさかのぼって保険料を納付できると聞いていたので、私は20歳の時点でさかのぼって、加入前の期間について区役所の窓口で保険料を一括納付した。納付金額は覚えていないが、納付書は用いず、現金だけで納付し、その結果丸い領収印がいくつも押された大きめの領収書とともに年金手帳が交付されたことを覚えている。最近、加入当初さかのぼって納付したはずの期間が未納とされていることを知ったが、多数の丸い領収印のある領収書の記憶が鮮明にあり、申立期間の保険料は確かに納付したと思うので調査及び記録の訂正を求めたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、26歳又は27歳になった年の3月ごろ、A区役所で国民年金への加入手続をするとともに、20歳到達月にさかのぼって加入前の期間の保険料を特例納付したと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号が払い出された任意加入者の資格取得日から、昭和49年2月26日若しくは同年2月27日になされたものと推定される。この加入時期は附則18条による特例納付実施期間中であるため、申立期間のうち、43年7月から48年3月までについては特例納付が、また、47年1月から48年3月までについては特例納付に加えて過年度納付も可能であるが、A区は当時区役所では特例納付及び過年度納付を取り扱っていなかったとしていることから、申立期間の保険料を区役所で納付したとする申立人の陳述は、当時の区の取扱いとは符合しない。

また、特例納付は、無年金者の救済措置として設けられた制度であり、加入当時、26歳であった申立人には、受給権確保の観点からの必要性は無かったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間について特例納付を含め納付を行った場合に要する金額は5万1,300円に達するものの、申立人は、金額を含め保険料納付をめぐる記憶は定かではない。

加えて、申立人の納付記録をみると、加入月の昭和49年2月に同年2月から同年6月までの5か月の現年度保険料を一括納付していることが特殊台帳によって確認できる。この場合、申立人は、48年4月以降についても同様に現年度納付が可能であったにもかかわらず、加入月から保険料納付を開始したこととなり、加入前の申立期間について遡及<sup>そきゆう</sup>納付する意思は有しなかったものと考えられるとともに、この加入当初の現年度保険料の一括納付と錯誤している可能性は否定できない。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名検索を行ったが、申立人について別の手帳記号番号の存在はうかがえなかった上、申立期間の特例納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から61年3月まで

私が20歳になったころ、当時は大学生で実家を離れて下宿していたが、実家に区役所から通知があり、母が区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私が大学を卒業して昭和61年4月に就職するまで、母が郵便局又は銀行で私の国民年金保険料を毎月納付してくれていた。

私は、その会社に就職後3年ほどで退職し、その時、会社の人から国民年金の手続きを行うよう言われたので、母から受け取った国民年金手帳と厚生年金手帳を持参し、私が区役所で切替手続きを行ったが、提出した手帳は返却されず、現在所持する青い年金手帳を交付された。

私には、納付した記録のある古い年金手帳が存在していた記憶があるとともに、申立期間当時、母と一緒に保険料を納付していた姉と父母に納付記録があるのに、私だけ未納とされているのは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった20歳のころに区役所から通知があり、申立人の母親が区役所で申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと申し立てしているところ、申立人に係るオンライン記録をみると、申立人が会社を退職した平成元年3月26日に初めて国民年金の資格を取得し、翌日の同年3月27日に同年3月の保険料を納付していることが確認できることから、会社を退職後、申立人が直ちに国民年金への切替手続きを行ったことがうかがえる。しかし、この時に払い出された申立人の国民年金手帳記号番号においては、申立期間は、記録上、国民年金(学生任意加入被保険者)の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立てどおり、申立期間の保険料を納付するために

は、申立人が記憶する古い国民年金手帳の存在を裏付ける別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人の加入手続を行ったとする母親は、申立人の国民年金手帳に関する明確な記憶が無く、それを申立人に引き継いだ時期等についてもよく覚えていないと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人の母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の姉及び両親の保険料が納付済みであることを納付した根拠のひとつとしているが、当時、同居していたとする申立人の妹に係るオンライン記録をみると、20歳から就職するまでの学生であった期間は、申立人同様、国民年金(学生任意加入被保険者)の未加入期間となっている。

加えて、申立期間は3年11か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年2月まで

私は、A市B区の実家で習い事を教えるため、昭和44年7月に会社を退職したため、父が私の国民年金の加入手続を行うとともに、私が47年3月に結婚するまで、私の国民年金保険料を納付していたと生前父から聞かされていた。

父は、非常にきまじめな性格であったため、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年7月に会社を退職後、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が47年3月に結婚するまで、申立人の国民年金保険料を納付していたと父親から聞かされていたと申し立てていることから、申立人は、加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人が結婚した約20年後の平成4年12月ごろに払い出されていることが、申立人の第3号被保険者に係るオンライン記録等から確認できるとともに、申立人に係る手帳記号番号前後の被保険者の加入時期ともおおむね符合することから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定される。したがって、この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の父親が、申立てどおり、申立人が会社を退職した直後に申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付するためには、

当時居住していたA市B区において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同区を管轄するD社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間当時に同居していたとする申立人の母親及び当時大学生であったとする申立人の二人の弟についてみると、いずれも申立期間当時は任意加入被保険者の未加入期間である上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から52年3月まで

私は、結婚のため、それまで勤めていた会社を昭和46年9月に退職したが、夫が自営業であったため、国民年金に加入しなければならないと思い、同年9月又は同年10月ごろに加入したと思う。

国民年金に加入した以上は、保険料を納付しているはずであり、当時、夫は既に国民年金に加入し、申立期間は夫が納付済みであるのに、私の納付記録が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和46年9月又は同年10月ごろに国民年金に加入したと思うと申し立てているが、だれが加入<sup>あいまい</sup>手続を行ったのかよく覚えていないと陳述するなど、加入手続に関する記憶が曖昧である。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和52年4月ごろに加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間のうち、49年12月以前の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる上、50年1月から51年3月までの過年度保険料及び同年4月から52年3月までの現年度保険料は、さかのぼって納付が可能であるが、申立人は、会社を退職後すぐに国民年金に加入し、保険料を納付していたと思うので、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人が、申立てどおり、会社を退職した昭和46年9月又は同年10月ごろに国民年金に加入し、申立期間の保険料を遅滞無く納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓を含む各種の氏名検索を

行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間は申立人の夫が納付済みとなっているので、申立人の保険料も納付しているはずであると申し立てているが、当時の夫に係る保険料の納付方法等について詳しく事情を聴取したところ、当時、A職としてB事業所に従事し、そこでは厚生年金保険の適用が無かったので、国民年金保険料を給料から控除されて納付してくれていたように思うと陳述している上、夫の所持する昭和45年5月15日発行の国民年金手帳を見ると、申立期間中の50年9月18日まで当該事業所の住所のままであり、昭和45年度以降の保険料が納付済みであることが確認できることから、その陳述内容を裏付けるものとなっている。したがって、少なくとも当該事業所の住所であった期間の夫の保険料については、申立人に係る保険料の納付との関連は無かったものと考えられる。

加えて、申立期間は5年7か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月及び同年3月

私は、昭和56年1月末に会社を退職し、翌月の同年2月にその会社の仲間とA娯楽に行くことになった。私にとっては初めてのA娯楽でけがが怖いと思ったので、事前にB市C区役所に出向いて国民健康保険に加入した。

その時、一緒に国民年金の加入手続きも行い、窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したのに、納付記録が無いのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した翌月の昭和56年2月にB市C区役所に出向いて、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、当時、申立人の妻が厚生年金保険に加入していたことから、申立人は国民年金の任意加入対象者であり、加入申出を行った日から国民年金の任意加入被保険者の資格を取得するものとされている。

そこで、申立人に係るオンライン記録をみると、昭和56年2月1日に厚生年金保険の資格を喪失後、同年4月15日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できる上、申立人の特殊台帳には、同日付けで前住所地であったD県E市からC区に住所変更が行われていることが記録されていることなどを踏まえると、これらの記録自体に特段不合理な点はうかがえないことから、申立人は、会社を退職後、この日に初めて国民年金の加入申出を行ったものとみるのが自然である。したがって、申立期間は、記録上、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、会社を退職した翌月の昭和56年2月にC

区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同区を管轄するF社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年9月までの期間及び59年1月から60年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年9月まで  
② 昭和59年1月から60年2月まで

国民年金に加入した時のことは全く覚えていないが、申立期間の保険料については、区役所の窓口又は納付書で納付したように記憶しているので、未納と記録されているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年11月8日にA市で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は制度上納付することができない。

また、A市保管の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、平成2年10月31日付けで昭和57年1月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間の国民年金保険料については、未納と記録されている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から54年3月まで  
昭和48年11月ごろ、国民年金に加入するのが義務と考え、夫と二人で手続をした。

申立期間の夫婦二人分の保険料は、結婚して間もない時期で、まとめて支払うことはできなかつたため、役所から送付された納付書を持って、公共料金と一緒に、毎月銀行で納付していたと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月ごろに、夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料については、毎月銀行で納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年11月10日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、48年11月から51年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することができず、また、52年1月から54年3月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人は過年度納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人が所持している年金手帳は、昭和49年11月以降に使用された3制度共通のもののみであり、ほかの年金手帳を交付された記憶は無いとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料については、申立人の夫も未納となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手



帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立期間は65か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月及び同年5月

昭和60年3月末に会社を退職後、次の会社に就職するまでの同年4月から約2か月間は、A社でアルバイトをしていた。

昭和60年4月初め又は中ごろに、社会保険事務所（当時）の窓口で、健康保険の任意継続手続を行った際に、担当職員から国民年金の加入勧奨を受けて、同日に、隣接しているB市C区役所の年金担当窓口で、加入手続を行ったと思う。

加入手続後、区役所から納付書が送られて来て、昭和60年4月末及び同年5月末ごろに、同区役所で申立期間の保険料を納付したと思う。その時の保険料は、月額8,400円ぐらいであったと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月ごろに、B市C区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、同年4月末及び同年5月末ごろに同区役所で1か月ずつ納付したと申し立てている。

しかし、オンラインの年金加入記録及び申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人は、平成2年6月1日に初めて国民年金第1号被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号からみて、D県E市において同年6月ごろに払い出されていると推認され、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は制度上納付することができない。

また、B市C区保存の国民年金被保険者名簿を確認したが、申立人に係る被保険者名簿は無かった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、月額8,400円ぐらいであったとしているが、当時の保険料は月額6,740円であり、金額が一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月及び同年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月及び同年9月

息子の入院を契機に、昭和48年3月ごろ、妻と一緒に国民年金と国民健康保険に加入し、保険料も一緒に夫婦二人分を納付してきた。

申立期間については、ちょうど厚生年金保険に加入する境目の時期であるが、申立期間を含む昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料の領収書を所持している。

しかし、申立期間の保険料について、還付された記憶も無いのに還付されたことにされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について還付された記憶が無いと申し立てている。

しかし、特殊台帳を見ると、昭和52年12月13日に申立期間の国民年金保険料4,400円が還付されている事跡が確認できる。

このことは、申立人が、昭和52年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、同日付けで国民年金被保険者資格を喪失したことにより、厚生年金保険被保険者期間と重複した国民年金保険料納付済期間の保険料が還付されたものと推認され、還付事由及び還付手続に不自然さは認められない。

また、特殊台帳を見ると、申立人の妻も、昭和52年12月13日に申立人と同様に国民年金被保険者資格の喪失に伴い、申立人と同額の国民年金保険料が還付されている事跡が確認できる上、同人に係るA市B区保存の国民年金被保険者名簿を見ると、同年12月3日に国民年金被保険者資格の喪失手続が行われた旨の事跡も確認できる。

これらのことから、昭和52年12月3日に申立人の妻が、B区役所において、

申立人が同年8月から厚生年金保険に加入した旨を申告したことにより、夫婦二人分の国民年金保険料還付手続が行われたものと推測できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、還付された記憶が無いと主張するのみで、還付に係る事務処理が適正になされなかったこと、及び還付記録の内容を疑わせる周辺事情等も見当たらないことから、申立人は、当該期間に係る還付金を受け取ったものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から55年3月まで

昭和50年1月に結婚する際、母から国民年金に加入するよういわれ、自分自身でA区役所B出張所で加入手続を行い、国民年金保険料については、後日送付されてきた白い納付書に現金を添えて同出張所で納付した。

その納付書は、横にしたはがきよりも少し長めで、1年分を4回に区切っており、保険料を納付すると領収印を押してくれたと思う。

私が国民年金加入手続を行った同時期に義姉も加入手続を行っているはずであるところ、義姉の加入時期の記録は昭和50年3月となっている。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和50年1月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、納付書により区役所で納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年10月11日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、50年1月から52年12月までの国民年金保険料は、制度上納付することはできず、また、53年1月から55年3月までの保険料は過年度保険料となり、区役所で納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

さらに、申立人所持の年金手帳の国民年金資格欄を見ると、昭和50年1月

26日に国民年金被保険者資格を任意加入で取得していることが記載されているものの、仮に、申立人がこの任意加入時に払い出された国民年金手帳記号番号により、申立期間の国民年金保険料を継続して納付していたとした場合、既に年金手帳記号番号を有しているにもかかわらず、55年10月11日に新たな手帳記号番号の払出しを受けたことになり不自然さが否めない一方、年金手帳の住所欄を見ると、54年から居住していたとするC県D市の住所が記載されていないことから、年金手帳記載の資格取得日は、55年10月11日の年金手帳発行時点において、申立人の申告に基づき、さかのぼって記載されたものとするのが相当である。

加えて、申立期間は63か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 10 日から 34 年 12 月 3 日まで  
私は、昭和 32 年に中学校を卒業後、集団就職で A 社 B 工場に入社した。入社 2 年目ごろに体調を崩して入院し、そのまま同社を退職した。  
オンライン記録によれば、A 社 B 工場における厚生年金保険加入期間について、昭和 35 年 2 月 3 日に脱退手当金を受給したことになっているが、手続を行ったことも受給した記憶も無い。  
脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 工場を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 2 か月後の昭和 35 年 2 月 3 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページとその前後計 6 ページ (80 人) に記載された女性のうち、申立人と同一時期 (おおむね 2 年以内) に受給要件を満たし資格を喪失した 20 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 19 人に脱退手当金の支給記録があり、その全員が資格喪失後から約 4 か月以内に支給決定されている上、同一支給日の受給者も散見できるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事



務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月24日から32年3月7日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所(当時)に照会申出書を提出したところ、A社B工場における被保険者期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金はA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和32年4月9日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる上、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求された

ものとは認め難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 5461

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 社に入社した月である平成 3 年 11 月の加入記録が無いとの回答があった。申立期間の給与明細書からは厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の労働者名簿から、申立人が申立期間から同社に勤務していたことが認められる。

また、A社提出の申立人に係る平成 3 年 11 月分の給与支給明細書（控）から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 3 年 12 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人の資格取得日は同社が適用事業所となった平成 3 年 12 月 1 日である旨の通知を、社会保険事務所が同社に対し、同年 12 月 24 日付けで行っていることが確認できる。

さらに、平成 3 年 12 月分の給与支給明細書（控）においては、厚生年金保険料が控除されていない。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立人の平成 3 年 11 月分の給与から厚生年金保険料を当月控除したものの、同社の厚生年金保険新規適用日及び申立人の資格取得日が同年 12 月 1 日となったことから、同年 12 月分の給与からは保険料を控除せず、既に同年 11 月分の給与から控除していた保険料を、同年 12 月の保険料に充当したと考えることが相当である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 30 日から 40 年 7 月 1 日まで  
夫の厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も継続して同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間に、C職としてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間及びその前後の期間に被保険者記録の有る元従業員 15 人に照会したところ、そのうち申立人と同じC職であったと回答した者 7 人は、申立人同様に申立期間の被保険者記録が無い。

また、申立期間当時に社会保険事務を担当していた者が、「現場の従業員は、月給制のB職と日給制のC職とに分かれていた。申立期間については、C職は厚生年金保険に加入させていなかった」と陳述しているところ、C職であったとする複数の元従業員も、「申立期間は、C職は厚生年金保険に加入していなかった」と同様の陳述をしている。

さらに、前述 15 人のうち、申立期間に被保険者記録の有る 6 人について、複数の元従業員は、役員又は事務職等の正社員であったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、A社では、必ずしもC職を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社は、当時の賃金台帳等を保存しておらず、申立期間当時の事業主の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であることから、申立人の申立期間における保険料控除は確認できず、このほかに当該控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。同社には昭和22年4月1日から勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が資格取得日以前から同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同一日の昭和22年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人が記憶する上司及び同僚も、申立人と同様に、事業所の新規適用日である昭和22年10月1日に被保険者資格を取得している。

さらに、申立期間当時に社会保険事務を担当していたとする元従業員は、「自分自身の厚生年金保険被保険者証を保存しているが、資格取得日は昭和22年10月1日と記載されている。会社が社会保険に加入したのがこの日であれば、そのときに一斉に皆に健康保険証を渡したであろうし、それ以前から厚生年金保険料を控除していたようなことは無かったはずである」と陳述している。

加えて、A社は、昭和25年4月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿は保存されておらず、申立人等が記憶する事業主及び役員は死亡又は連絡先不明であり、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除についての確認はできない。

このほか、申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 4 日から同年 12 月 31 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の元従業員から提出された、昭和54年6月11日付けの「B労働組合『臨時大会』」によると、報告事項の記述中に同年4月30日から同年6月4日までの退職者として申立人の名前が確認できる。

また、元従業員が保管していた当該事業所に係る「54年6月28日付未払賃金明細書」、「11月分賃金台帳」、「退職金 54. 9. 20」及び「退職金 54. 11. 20」の各資料には申立人の氏名は確認できない上、申立人に係る雇用保険の記録をみると、申立人の離職日は昭和54年5月3日と記録されていることが確認できる。

さらに、C市役所の申立人に係る国民健康保険の記録から、申立人は昭和54年5月4日に国民健康保険被保険者資格を取得しており、申立人は、申立期間に国民健康保険被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 8 月 1 日まで  
② 平成 15 年 11 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①については、A社のB職としてC社で、申立期間②については、D社のB職としてE社で、それぞれF職種に関するG業務を行っていた。

いずれの申立期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社のB職としてC社の営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料を保管しておらず、業務従事先であったC社も、「申立期間当時、A社との間に契約が有ったかどうか確認できない」としていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、オンライン記録において申立期間にA社で厚生年金保険の加入記録が有る 17 人に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、A社は、「申立期間当時、社会保険に加入する意思が有るB職には、入社時に『Hカード』を配布し、当該カードに必要事項を記入して提出した者について、社会保険の加入手続を行っていた」としているところ、申立人は、当該カードを同社に提出した記憶は無いとしている。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できず、これについて、同社は、「申立期間当時、社会保険と雇用保険はセットで加入手続を行っており、雇用保険に加入していなければ厚生年金保険にも加入していないはずである」としているところ、オンライン記録において、平成12年10月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者には雇用保険の加入記録が確認でき、当該被保険者期間は厚生年金保険の被保険者期間と一致している。

申立期間②については、D社の賃金台帳の記録から、申立人は、申立期間のうち、平成15年11月4日から16年3月31日までについて、同社のB職として勤務していたことが確認できる。

しかし、当該賃金台帳を見ると、上記の期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、D社は、「申立期間当時、B職にあらかじめ書類を渡し、社会保険に加入する意思が有る者は、当該書類に必要事項を記載の上、提出してもらうことにしており、当該書類を提出した者のみ社会保険に加入させていた。当該書類の提出が有れば、その記録が残っているはずだが、申立人に係る記録は残されていない」としているところ、申立人は、当該書類を同社に提出した記憶は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 2 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社に平成 5 年 7 月 2 日に入社したが、同社での厚生年金保険の資格取得日は同年 12 月 1 日となっている。同社は事務過誤により資格取得日を誤って届け出たとしており、また、保険料の納付勧奨にも応じているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録、賃金台帳兼所得税源泉徴収累計簿、入社通知、辞令及び身分証明書の記載内容により、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人の資格取得日は平成 5 年 12 月 1 日であることが確認できる。

また、A社提出の賃金台帳兼所得税源泉徴収累計簿によると、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間当時におけるA社の社会保険事務担当者からは、「申立人を厚生年金保険へ加入させるのが遅れたため、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していなかった」旨の陳述も得られた。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 20 日から同年 10 月 1 日まで

私がA社に就職した昭和30年当時は就職難の時期だったので、当初、B社に就職したが、同社での勤務期間中にA社の面接を受け採用されたので、同年5月20日から勤務し始め、その後にB社を退職したと記憶している。申立期間はA社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和30年5月20日からA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人がA社での同僚として名前を挙げた者及び同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出し照会を行ったものの、申立人の入社日及び在籍期間について具体的に記憶している同僚は見当たらないことから、申立人の申立期間における在職を確認することはできなかった。

一方、オンライン記録によると、昭和30年2月21日にA社に入社したと陳述している同僚の厚生年金保険の資格取得日は同年4月1日となっていることが確認できるほか、ほかの複数の同僚からも、「入社日と資格取得日が一致していないように思う」旨の陳述が得られたことなどから判断すると、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっているため、申立人の保険料控除について確認することはできないほか、上記の同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険への加入について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、A社における

申立人の資格取得日は、昭和 30 年 10 月 1 日として払い出されていることが確認できるほか、上記被保険者名簿を見ても、健康保険整理番号に欠番は見当たらず、記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 5 日ごろから 33 年 7 月 1 日  
社会保険事務所(当時)で私の年金の加入記録を確認したところ、A社における厚生年金保険加入期間は1か月となっていた。  
A社では1年以上勤務していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。なお、私が入社して半年ぐらい経った時に、同社の所在地が移転したことを覚えている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社して半年後ぐらいに同社の所在地が移転したと申し立てているところ、同社提出のB事業に係る認可状を見ると、申立期間中に同社の所在地が移転していることが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた複数の者は、申立人と同様に申立期間において厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、A社の現在の事務担当者は、「当時、当社は負債を抱えていたため、従業員を個人事業主のようにして勤務させていたことがある。また、会社の商号変更及び移転問題などで社内が混乱していたので、勤務していた期間でも厚生年金保険に加入させなかった可能性もある」と回答しているほか、当該事務担当者自身も昭和 29 年 4 月 1 日に入社したと陳述している一方、同社での厚生年金保険の資格取得日は 33 年 8 月 9 日となっていることなどから判断すると、同社では、当時、必ずしも勤務していたすべての期間を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、A社は、「当時の資料が無く、申立人の保険料控除については不明」

と回答している上、当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間における保険料控除について確認することはできないほか、同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険への加入について具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る保険料控除についての明確な記憶が無いほか、申立期間について厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 5469 (事案 2444 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 4 日から 39 年 5 月 4 日まで  
② 昭和 40 年 11 月から 41 年 12 月まで  
③ 昭和 42 年 1 月から 43 年 11 月まで  
④ 昭和 45 年 9 月から 46 年 1 月 1 日まで  
⑤ 昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 3 月まで  
⑥ 昭和 37 年から 47 年までの期間のうち、1 年ぐら  
いの期間

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①、④及び⑤の加入記録が無いと回答を受けた。

そこで、これらの期間について年金記録訂正の申立てを行ったが、申立てに係る事業所における勤務が確認できない等として、申立ては認められなかった。

しかし、私が作成した職歴書に記載のとおり、申立期間①はA社のB事業所で、申立期間④はC社で、申立期間⑤はG社で、それぞれ勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、今回新たに申し立てる申立期間については、申立期間②はC社で、申立期間③はD社で、申立期間⑥はE社でそれぞれ勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社B事業所での勤務が確認できない等として、申立期間④に係る申立てについては、C社が保管する厚生年金保険



被保険者資格喪失確認通知書により、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われたことが確認できる等として、また、申立期間⑤については、雇用保険の記録が厚生年金保険の記録と一致しているほか、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付している等として、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月31日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自身が作成した職歴書等の資料を提出して、申立期間に申立ての事業所に勤務していたことは間違いないと主張しているが、これらの資料では保険料控除等を推認することはできず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、同社が作成し保管する厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の記録が無いことから、申立人から申立期間の保険料は控除していないとしている。

また、申立人が申立期間に一緒に仕事をしていたと記憶している同僚6人は、いずれも、C社において申立期間の被保険者記録は無く、このうち2人は、同社とは異なる事業所での被保険者記録が確認できる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、D社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人及び同僚の陳述から、申立人は、同僚らと共にグループでD社から仕事を請け負っていたものと認められ、同事業所との雇用関係は無かったと考えられる。

また、申立人が一緒に仕事をしていたと記憶している5人の同僚のうち、グループのリーダーであったとする申立人の兄は、D社で被保険者記録が有るが、ほかの4人は、同事業所で被保険者となった記録が無い。

さらに、D社は、当時の関連資料を保存していないため、申立期間における申立人の保険料控除等は確認できない。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間⑥について、申立人は、E社（現在は、F社）で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成8年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、F社では、申立人及び申立人の兄について、「当社の従業員ではなく、請負人であった」とし、「申立期間は事業所自体が厚生年金保険に加入しておらず、申立人から厚生年金保険料は徴収していない」としている。

このほか、申立人が、申立期間②、③及び⑥において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②、③及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 30 日から 33 年 1 月 6 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時も継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録をみると、申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 6 月 29 日から 33 年 1 月 6 日までについて、申立てとは異なる事業所であるB社における被保険者記録が有ることが確認できる。

また、A社の業務を受け継ぐC社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、当時の事業主は連絡先不明で、当時の総務担当者は死亡しているため、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できる陳述は得られなかった。

加えて、当該被保険者名簿を見ると、申立人の記録の備考欄に、申立期間に係る昭和 32 年 3 月 29 日の資格の喪失に伴い、申立人の健康保険証が社会保険事務所に返還されたことを示す「返」の記載が確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる関連

資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 25 日から 54 年 8 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が15万円になっているとの回答を受けた。

A社ではB業務を行っていたが、基本給と歩合給を合わせて毎月80万円から100万円の給与を支給され、毎月10万円ぐらいの厚生年金保険料を控除されていた。

申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、基本給と歩合給を合わせて月額80万円から100万円の給与を支給され、毎月10万円ぐらいの保険料が給与から控除されていたと申し立てている。

しかし、A社の元役員は、申立期間当時、申立人と同職種であるB業務従事者の基本給は15万円程度であり、標準報酬月額については、歩合給を含めず基本給のみを対象として社会保険事務所に届け出ていたと陳述しており、元事務員及び元従業員も同じ内容の陳述をしている。

また、A社において、昭和53年10月に資格を取得した者26人（申立人を含む）の資格取得時の標準報酬月額をみると、申立人と同額の15万円が17人、14万2,000円が8人、20万円が1人であり、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、ほかの従業員と比較して、不自然なものとは考えられない。

さらに、元役員及び元上司は「申立期間当時、毎月80万円から100万円を稼ぐ者はいなかった」と陳述しており、ほかに従業員2人も同じ内容の陳述を

している。

加えて、前述の被保険者名簿の記録に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正等の不合理な処理は見当たらない。

また、A社は昭和61年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 5472

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から31年秋まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。  
昭和29年4月ごろにA社に入社し、31年秋に結婚のため退社するまで同社に勤務した。社名は途中からB社に変わったが、継続して勤務した。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社のC業務を受託していた事業所の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社及びB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、同社は、昭和30年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所ではない。

また、B社は、オンライン記録において、適用事業所としての記録は無い。  
さらに、A社の元事業主等の連絡先は不明であり、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除等の状況は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿をみると、A社では、昭和29年11月1日以降に被保険者資格を取得している者はおらず、また、申立人及び同僚が、同年から30年当時、会社の経営状態は良くなかったと陳述していること等から、申立人の被保険者資格取得届が社会保険事務所に提出されなかった可能性も否定できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 11 日から 35 年 10 月 10 日まで  
② 昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 1 月 14 日まで  
③ 昭和 37 年 2 月 1 日から 38 年 9 月 8 日まで  
④ 昭和 38 年 10 月 5 日から 39 年 8 月 1 日まで  
⑤ 昭和 39 年 11 月 16 日から 40 年 1 月 31 日まで

平成 14 年に 60 歳の年金受給手続の際に、脱退手当金支給済みのことを知った。

当時、納得できなかったため数度、社会保険事務所(当時)に来訪したところ、脱退手当金の支給対象とされている会社名が変わったこともあり、余計に不信感を持ち、今回の申立てに至った。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、昭和 40 年 9 月 13 日に A 社会保険事務所(当時)に提出されていることが確認できるとともに、同請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、B 社のゴム印が押されており、支給記録のあるほかの 2 名についても同様にゴム印が押されていることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記請求書を見ると、申立期間の脱退手当金の送金先が申立人の住所地に近接する金融機関となっていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 32 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業した高等学校が保管する記録及び複数の同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が昭和 31 年 4 月から A社に勤務したことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る同僚 4 人は、「申立期間当時、A社では試用期間があった」と陳述しているところ、当該 4 人について、自身が記憶する入社時期と被保険者資格の取得日と比較すると、いずれも、入社時期から 3 か月から 15 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人が同期入社であると記憶している 2 人の同僚は、申立期間の始期である昭和 31 年 4 月ではなく、同年 10 月又は同年 12 月に資格を取得していることから、申立期間当時、同社では、採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社の事業を承継するB社は、申立期間当時の資料を保存していないため、同社から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 3 月 26 日まで  
② 平成 9 年 11 月 1 日から 15 年 12 月 31 日まで

私は、代表取締役をしていたA社における申立期間①の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。

当時、月に100万円程度の報酬を得ており、標準報酬月額を引き下げる手続を行った覚えも無いので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の報酬額に見合った額に訂正してほしい。

また、代表取締役をしていたB社における申立期間②の標準報酬月額が9万8,000円となっており、納得できない。

当時は、月に100万円程度の報酬を得ていたので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の報酬額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンラインの記録によると、申立人のA社の申立期間における標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、申立人が同社において、資格を喪失した日（平成9年3月26日）から19か月後の平成10年10月12日付けで、8年10月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿及び申立人の陳述から、申立人は、申立期間においては同社の代表取締役、遡及訂正日においては同社の取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、「保険料を滞納していたのは知っていた。保険料納付に対して小切手も発行したが、標準報酬月額を引き下げるとは聞いていない」と陳述しているところ、A社に係る不納欠損決議書及び滞納処分票によると、申立

人は、同社の代表者として平成8年10月24日から同社が適用事業所でなくなった日（平成16年7月29日）の後の16年11月15日までの間、社会保険事務所（当時）と滞納処理について度々交渉し、同社に係る滞納保険料収納の小切手（振出人は申立人）の発行及び差換えが繰り返されており、申立人が主体となっていることが確認できる。これらの事情を踏まえると、申立人が自らの標準報酬月額の変及訂正の事実を知らずに滞納金の処理について、交渉を進めていたことは考え難く、変及訂正の事実について承知していたものとするのが自然である。

さらに、オンラインの記録によると、申立人以外に、申立期間当時のA社の取締役5人が申立人と同時期に標準報酬月額の変及減額訂正が行われているのが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、また、取締役として自らの標準報酬月額の変及減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間のうち、平成8年10月1日から9年3月26日までにおける標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②について、オンラインの記録によると、申立人のB社の申立期間における標準報酬月額は、申立期間①のように標準報酬月額をさかのぼって減額訂正された形跡は見当たらず、月額変更届により当初から9万8,000円で届け出られていたことが確認できる。

また、B社の取締役のうち一人は、「長期間にわたって給料の遅配が繰り返された後、退職前の1年ぐらいは無給だった。その給料は結局支払われなかった」と陳述している。

さらに、B社に係る滞納処分票により、平成16年11月15日に特別支給の老齢厚生年金の裁定請求を行っているのが確認できるほか、その際、年金支給の始期に合わせ過去の未納保険料の支払方法について社会保険事務所と話し合っていることも確認できることから、申立人が自らの標準報酬月額について承知していたものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申

立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、平成9年11月1日から15年12月31日までについては、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 17 日から 30 年 3 月 26 日まで

私は、昭和 28 年 4 月から 52 年 3 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険未加入期間になっている。

申立期間はけがをして入院中であったが、A 社を退職したことはなく納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同社で被保険者資格を昭和 29 年 7 月 17 日に喪失し、健康保険被保険者証を返納したことを示す「返」の記録が確認できるほか、その後、同社で被保険者資格を 30 年 3 月 26 日に再取得していることが確認でき、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、B 社が保管していた申立人に係る健康保険被扶養者届から、申立人が厚生年金保険被保険資格を昭和 30 年 3 月 26 日に再取得していることが確認できる。

加えて、同僚は、「申立人が、申立期間当時、業務上の傷病により入院し会社を休んでいたことを記憶している」としているほか、B 社は、「申立期間当時の賃金台帳等は保存していないが、業務上の負傷により欠勤する場合、給料を支払っていない」としていることから、同社は、申立期間において申立人を厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除していなかったと考えられる。

また、申立人は、「申立期間は業務上の傷病により入院し、労働者災害補償保険から療養及び休業補償の給付を受け、給料はもらっていなかった。障害が

残ったので障害補償一時金を受け取った。社会保険料の自己負担分を会社に現金等で渡した記憶は無い」としている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月から 37 年 1 月まで  
② 昭和 37 年 7 月から 38 年 2 月まで  
③ 昭和 38 年 10 月から 39 年 5 月まで  
④ 昭和 42 年 9 月から 43 年 6 月まで  
⑤ 昭和 45 年 4 月から同年 12 月まで  
⑥ 昭和 46 年 4 月から 47 年 12 月まで

私の夫は、A社でB職として勤務していた申立期間①及び②、C事業所でD業務に従事していた申立期間③、④及び⑤、E社F支店(現在は、G社)で勤務していた申立期間⑥の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の妻は、「A社でB職として勤務していた」と申し立てているが、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間に加入記録がある同僚8人に照会を行い、4人から回答が得たが、いずれの同僚も申立人のことは覚えておらず、申立人の申立期間における勤務実態を明らかにすることはできなかった。

また、A社は、「当時の経理担当者は既に死亡し、関係書類も残っておらず、申立人に関する勤務実態及び保険料控除について確認することはできない」旨の陳述をしている。

さらに、上記被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

申立期間③、④及び⑤について、申立人の妻は、「C事業所での厚生年金保



険の加入期間が昭和45年3月1日から同年3月31日までの1月のみとなり、納得できない」と申し立てているところ、雇用保険の加入記録により、申立人が同事業所において、昭和45年3月1日から同年4月30日まで勤務したことが確認できるほか、申立人に同事業所を紹介した者（故人）の妻は、「C事業所で2年から3年は勤めていたと思う」旨の陳述をしており、申立人が申立期間において、勤務期間は特定できないものの、同事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和45年3月1日であり、申立期間③及び④は適用事業所となっていない。また、申立期間⑤については、C事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が同事業所において同年3月31日に資格を喪失し、健康保険被保険者証を返却したことを示す「証返」の押印が確認できる。

さらに、C事業所の申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、事業主の長女は、「会社はかなり前に無くなっており、当時の書類も無い。母親も入院しており、当時のことを知っている人もいない」旨の陳述をしているほか、申立人が名前を挙げた同僚の連絡先は不明であり、上記被保険者名簿の申立期間に加入記録がある同僚に照会を行ったが、回答を得ることができなかった。

さらに、上記被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

申立期間⑥について、E社F支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間に加入記録がある同僚10人に照会を行い、7人から回答が得たが、いずれの同僚も申立人のことを覚えておらず、申立人の申立期間における勤務実態を明らかにすることはできなかった。なお、上記回答の同僚1人は、「E社は、H社のI部門を受け持つ会社で、両社は同じ場所で一緒に仕事していた。E社に籍があったのは、私と女性社員2名で、正社員以外のパート及びアルバイトなどの従業員はいなかったと思う」旨の陳述をしている。

また、G社は、「E社F支店の関係書類は残っていない。念のため、H社の個人別人事記録表も確認したが、申立人に該当する者はいない」旨の陳述をしている。

さらに、上記被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 9 年 11 月 8 日まで

私は、夫が代表取締役をしていたA社で、経理事務及び社会保険事務を担当していた。社会保険事務所（当時）の記録では、私の知らない間に標準報酬月額がさかのぼって 8 万円に減額訂正されており、納得できない。資料等は残っていないが、申立期間当時の給料は 80 万円ぐらい支給されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間のうち、平成 5 年 1 月から 6 年 9 月までに係る標準報酬月額については、当初、53 万円と記録されていたところ、同年 4 月 13 日付けで、5 年 1 月 1 日にさかのぼって 8 万円に引き下げられていることが確認できる。また、申立人の夫についても、さかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿から、申立期間当時、申立人が同社の取締役に、その夫が代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、給与及び社会保険に係る事務を担当していた」と陳述しているほか、申立期間当時の従業員は、「経理、給与関係の業務は申立人とその夫が二人で行っていた」旨陳述していることから、申立人は社会保険事務を担当していた取締役として、標準報酬月額の<sup>そきゅう</sup>遡及訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までに係る標準報酬月額については、申立人は社会保険事務を担当していた取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記

録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正の対象とされた期間後の平成6年10月1日からA社が適用事業所でなくなった9年11月8日（申立人の被保険者資格喪失日と同日）までについては、4度の算定基礎届に基づき標準報酬月額が当初から8万円あるいは9万2,000円とされており、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正された形跡は無い。

また、申立期間当時の顧問税理士は、「厚生年金保険料の控除の状況等は、資料も無く不明である」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間のうち、平成6年10月1日から9年11月8日までにおいて、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間のうち、平成6年10月1日から9年11月8日までに係る標準報酬月額については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 2 日から平成元年 7 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 7 月から平成元年 6 月までの期間及び 4 年 12 月から 5 年 9 月までの期間、A社に勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録をみると、A社での一回目の勤務期間について、昭和 62 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、翌日の同年 7 月 2 日に資格を喪失したことになっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、同社での申立期間当時の在籍が確認できる複数の同僚の証言等から、申立人が申立期間に同社に在籍していたことが推定できるものの、申立人の明確な退職時期に関する同僚からの陳述は得られなかった。

また、A社での複数の同僚は、「A社の従業員には、扶養家族となっている主婦及び若者が多かったので、同社では、従業員自身からの希望が無ければ社会保険への加入手続を行っていなかった。また、社会保険に加入を希望する場合には、当時の事務担当者との交渉が必要があった」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、本人からの申し出が無ければ厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと考えられるところ、申立人は、「社会保険への加入について事務担当者との交渉した記憶は無い」旨陳述している。

さらに、申立期間当時の事務担当者となる同僚は、既に死亡しているため、申立人の被保険者資格の取得及び喪失の事情及び申立期間の厚生年金保険料の控除の状況について確認できない上、当時の事業主の子は、「A社は、既に

閉鎖しており、申立期間当時の資料等は残っていない上、当時の事業主は長期不在であるため、申立人の被保険者資格の取得及び喪失の事情及び申立期間の保険料の控除の状況は不明である」旨回答している。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄を見ると、申立人の昭和62年7月2日の資格喪失時に健康保険証が社会保険事務所（当時）に返納された旨の表示が確認できるなど、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立期間の厚生年金保険料の控除の状況に関する申立人自身の明確な記憶が無い上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
従 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間についても A 事業所(現在は、B 事業所)に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 事業所の社会保険関係事項証明書の在籍期間により、申立人が申立期間に同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 事業所から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、A 事業所で平成 8 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失し、9 年 4 月 1 日に同資格を取得していることが確認でき、また、申立人の同事業所における雇用保険の加入記録も厚生年金保険に係るオンライン記録と一致している。

さらに、B 事業所は、「当時の賃金台帳等の資料は残されていないが、申立期間は、申立人が C 職種の学校に通う最後の一年間にあたり、実習のため多忙で勤務につけず給与の支給は無く、保険料も控除していないと思われる」と回答している。

加えて、申立人と同様に C 職種学校の 3 年生として在学しながら当該事業所に在籍したとする同僚は、「C 職種学校の 3 年生は、社員としての籍は事業所にあつたが、勤務していないし給与も無かった。事業所から、国民年金と国民健康保険に入るよう説明を受けた」と陳述しており、当該期間の厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金(第 3 号被保険者)に加入していることが確認でき

る。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶は無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月ごろから 41 年 3 月 20 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所(現在は、B事業所)に勤務していた昭和 40 年 5 月ごろから 41 年 3 月 20 日までの加入記録が無い旨の回答をもらった。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B事業所には、当時の資料は残されておらず、元事業主も既に死亡していることから、申立人のA事業所における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 36 年 7 月に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私が勤務したときには、既に2名の女性が勤めていた」として2名の同僚の氏名を挙げているが、当該2名の同僚は、同名簿において、同氏の資格取得日より8年7か月後、及び2年2か月後に同資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 40 年 2 月に被保険者資格を取得していることが確認できる別の同僚は、「私が勤務する前から勤めていた事務員は、3年から4年後に退職したと思う」として1名の女性同僚の氏名を挙げているが、当該同僚は、同事業所において厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

加えて、A事業所が社会保険の事務手続を委託していたC団体は、「当時、市内の中小事業所では、女性従業員の方は本人自身の意思で社会保険に加入し

ないケースが多くみられた」と回答している。

以上のことから、A社では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を勤務期間どおり厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、公共職業安定所において、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 22 日まで  
② 昭和 41 年 2 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで

私の記憶では、A職業訓練所で1年間技能訓練を受け、B社C部門に昭和36年4月1日から2年間勤務し、その後、同社D部門に配属になったと記憶している。また、E市F区からG市に転居したとき、近所の知人から、H事業所が創業され従業員を募集していると聞き、同氏に誘われて入社した。同事業所には創業から3年以上勤務していたと思う。申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A職業訓練所で1年間技能訓練を受けた後、B社C部門に昭和36年4月1日から2年間勤務したと申し立てている。

しかし、A職業訓練所の在籍証明書から、申立人は、昭和36年4月に同所に入学し、37年3月に卒業していることが確認できる上、B社C部門に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同じ日に資格を取得している同僚3名は、「昭和37年3月に職業訓練所で1年間の研修を終了し、同年3月にB社C部門に入社した。申立人とは同期入社である」と証言している。

また、I健康保険組合が申立人に交付した健康保険証の資格取得日が昭和37年3月22日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

申立期間②について、申立人は、G市内でH事業所が従業員の募集を行っていたことから入社したが、その時期は同事業所が創業された昭和41年2月1日であり、3年以上は勤務したと申し立てている。

しかし、元事業主は、「H事業所はJ市内で個人経営のK業として起業し、昭和44年ごろにG市内に工場を建て、移転した。移転後に会社組織に変え、

従業員の募集を行った」と陳述しており、H事業所で昭和44年11月1日まで加入記録のある1名の従業員も、「申立人を知らない。会社が移転したかどうか分からない」と陳述していることから、同事業所がG市に移転した時期は同年11月以降であると考えられる。

また、申立人が同期入社したとする同僚の年金記録をみると、同氏は申立期間のうち、昭和40年7月から44年9月まで別の事業所で厚生年金保険の加入記録があることから、申立人がH事業所に入社した時期は資格取得日と同じ同年11月であると推察できる。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 16 日から 39 年 12 月 10 日まで  
社会保険事務所(当時)にA事業所での厚生年金保険の加入状況について照会したところ、資格取得日が昭和 39 年 12 月 10 日となっていた。しかし、同事業所に入社したのは 38 年 12 月 16 日と記憶しており、41 年 4 月 30 日まで勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述により、申立人は、時期について特定できないものの申立期間の一部について、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A事業所は、昭和 45 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係資料は残されておらず、事業主も死亡しているため、申立人の同事業所における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人がA事業所に在職中に入社してきたと記憶する同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、申立人が同事業所を退職した後の昭和 41 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得しており、申立人が入社したとする日より遅れて厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人がA事業所入社時に在職していたとする女性事務員の厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる同僚の1名は、「入社後しばらくは、見習期間があった。見習期間中は厚生年金保険に加入しなかった」と陳述しており、別の同僚1名は、「事業主は、途中入社に従業員の厚生年金保険の加入手続を

すぐにはしなかったように思う」と陳述している。

以上のことから、A事業所では、申立期間当時、従業員を一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、公共職業安定所において、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。